

神田川流域河川整備計画（変更原案）

新旧対照表

令和 8 年 5 月

東京都

荒川水系

神田川流域河川整備計画

令和5年3月

東京都

荒川水系

神田川流域河川整備計画

(変更原案)

令和8年5月

東京都

目次

	頁
第1章 流域及び河川の概要	1
第2章 河川整備の現状と課題	8
第1節 洪水、津波、高潮による災害発生の防止または軽減に関する事項.....	8
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	18
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	22
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	25
第1節 計画対象区間、施設及び計画対象期間	26
第2節 洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項.....	27
第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	29
第4節 河川環境の整備と保全に関する事項	29
第4章 河川整備の実施に関する事項	30
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	30
第2節 河川維持の目的、種類及び施行の場所	41
第5章 河川情報の提供、地域や関連機関との連携に関する事項.....	43
第1節 河川情報の提供に関する事項	43
第2節 地域や関連機関との連携に関する事項	44
第6章 総合的な治水対策の取り組み	46

目次

	頁
第1章 流域及び河川の概要	1
第2章 河川整備の現状と課題	8
第1節 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	8
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	19
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	23
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	26
第1節 計画対象区間、施設及び計画対象期間	27
第2節 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	28
第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	31
第4節 河川環境の整備と保全に関する事項	31
第4章 河川整備の実施に関する事項	32
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要.....	32
第2節 河川維持の目的、種類及び施行の場所	45
第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	47
第1節 河川情報の提供に関する事項.....	47
第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項	50
第6章 総合的な治水対策の取組	52

第1章 流域及び河川の概要

神田川は、その源を東京都三鷹市にある井の頭池に発し、善福寺川、妙正寺川を合流しながら東京都の中心部を流れ、下流部で日本橋川を分派したのち、隅田川に合流する流域面積約105km²、河川延長24.6kmで都内の中小河川では最大規模の流域をもつ一級河川である。神田川の支川には、善福寺川、妙正寺川、江古田川、派川には日本橋川、亀島川がある。

善福寺川は、東京都杉並区にある善福寺池を源として杉並区内を南東に流れ、中野区との区界において神田川に合流する河川延長10.5kmの一級河川である。

妙正寺川は東京都杉並区にある妙正寺池を源として、中野区北部を東に流れ、途中、江古田川を合流し、新宿区下落合一丁目（高田馬場分水路）に合流する河川延長9.7kmの一級河川である。

江古田川は、下徳田橋から、中野区と練馬区の区界を流下し、江古田公園付近で妙正寺川に合流する河川延長1.6kmの一級河川である。

日本橋川は、東京都文京区の水道橋駅付近で神田川より分派し、神田、大手町、日本橋といった首都の中心部を流れ、中央区日本橋茅場町付近で亀島川を分派したのち、隅田川に合流する河川延長4.8kmの河川である。河川の上空をほぼ全区間にわたって首都高速道路が覆い、河道内にはその橋脚が立っている。

亀島川は、日本橋川から分派した後は新川、八丁堀を流下し、隅田川に合流する河川延長1.1kmの河川である。また、神田川の下流及び日本橋川・亀島川の全区間が感潮河川となっている。

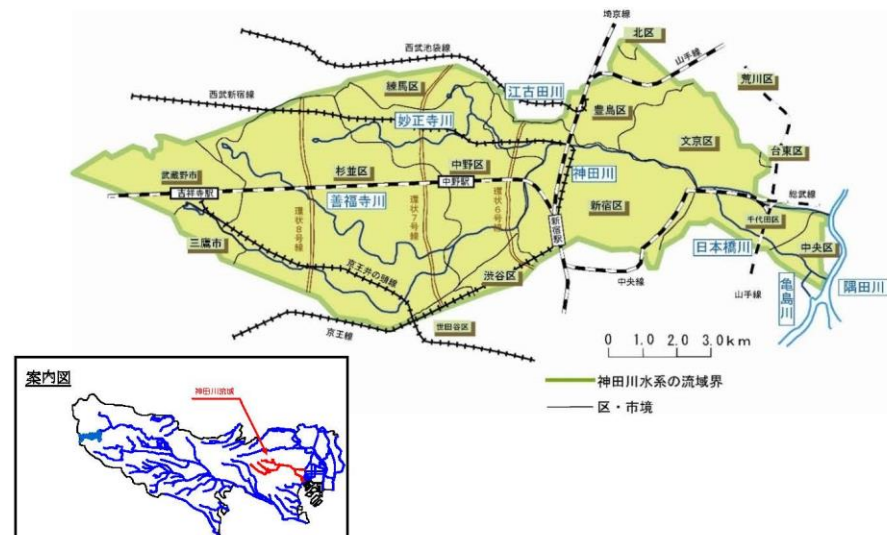


図1-1 神田川流域図

第1章 流域及び河川の概要

神田川は、その源を東京都三鷹市にある井の頭池に発し、善福寺川、妙正寺川を合流しながら東京都の中心部を流れ、下流部で日本橋川を分派したのち、隅田川に合流する流域面積約105km²、河川延長24.6kmで都内の中小河川では最大規模の流域をもつ一級河川である。神田川の支川には、善福寺川、妙正寺川、江古田川、派川には日本橋川、亀島川がある。

善福寺川は、東京都杉並区にある善福寺池を源として杉並区内を南東に流れ、中野区との区界において神田川に合流する河川延長10.5kmの一級河川である。

妙正寺川は東京都杉並区にある妙正寺池を源として、中野区北部を東に流れ、途中、江古田川を合流し、新宿区下落合一丁目（高田馬場分水路）に合流する河川延長9.7kmの一級河川である。

江古田川は、下徳田橋から、中野区と練馬区の区界を流下し、江古田公園付近で妙正寺川に合流する河川延長1.6kmの一級河川である。

日本橋川は、東京都文京区の水道橋駅付近で神田川より分派し、神田、大手町、日本橋といった首都の中心部を流れ、中央区日本橋茅場町付近で亀島川を分派したのち、隅田川に合流する河川延長4.8kmの河川である。河川の上空をほぼ全区間にわたって首都高速道路が覆い、河道内にはその橋脚が立っている。

亀島川は、日本橋川から分派した後は新川、八丁堀を流下し、隅田川に合流する河川延長1.1kmの河川である。また、神田川の下流部、日本橋川及び亀島川の全区間が感潮河川となっている。

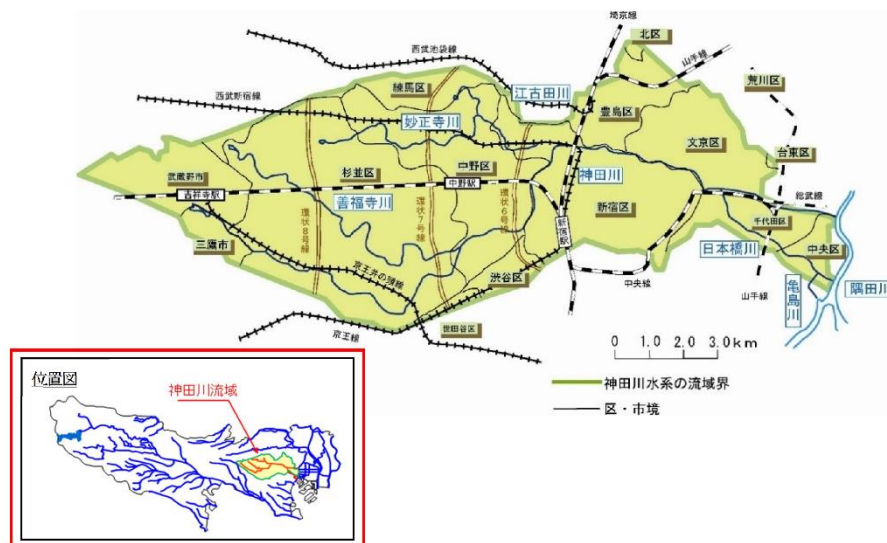


図1-1 神田川流域図

（地形・地質）

神田川流域は、流域の東側である下流部は沖積低地帯であるが、流域のほとんどは武蔵野台地と呼ばれる更新統で形成されており、台地に挟まれた谷地を神田川等が流れている。流域の高低差は約60m、平均地形勾配は約1/400である。

地質は、表層より、関東ローム層、武蔵野砂礫層、細砂、粘土、泥岩からなる東京層群と、堆積した泥土からなる上総層群によって形成されている。

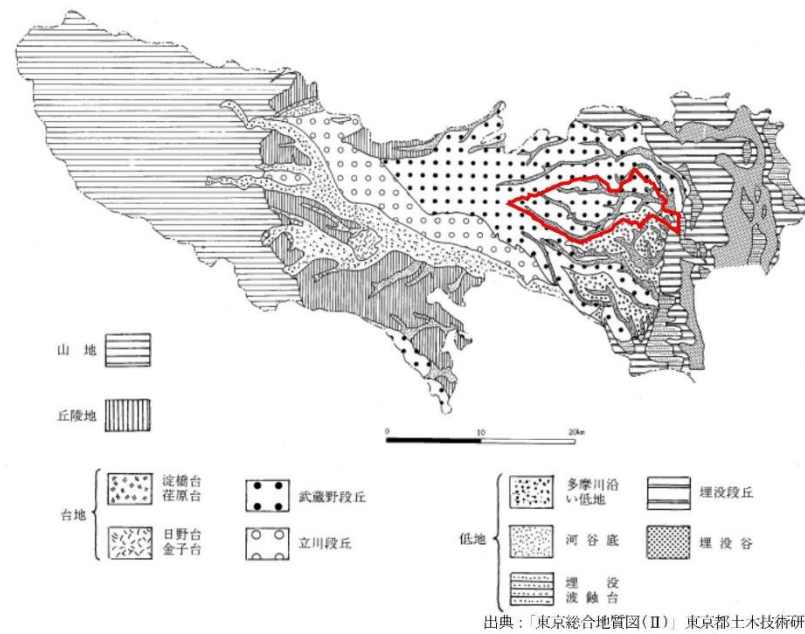


図1-2 東京の地形

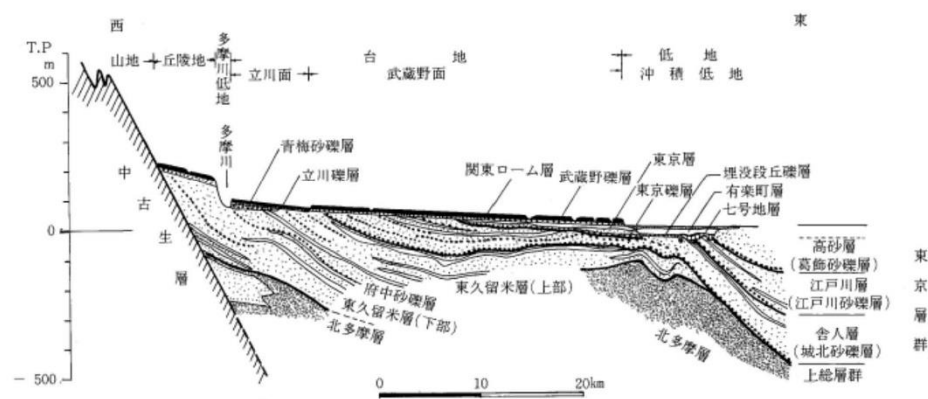


図1-3 東京の地質

（地形・地質）

神田川流域の地形は、流域の東側である下流部は沖積低地帯であるが、流域のほとんどは武蔵野台地に位置しており、台地に挟まれた谷地を神田川等が流れている。流域の高低差は約60m、平均地形勾配は約1/400である。

地質は、表層より、関東ローム層、武蔵野砂礫層、細砂、粘土、泥岩からなる東京層群と、堆積した泥土からなる上総層群によって形成されている。

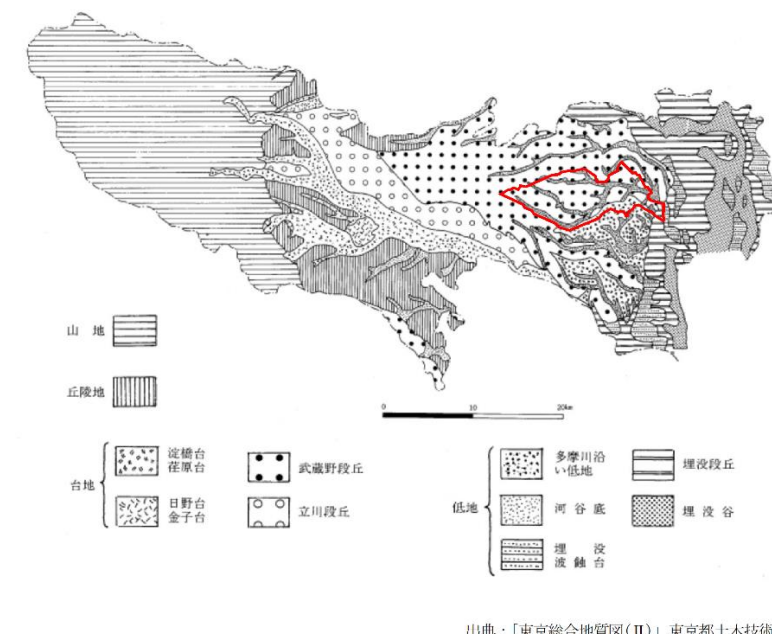


図1-2 東京の地形

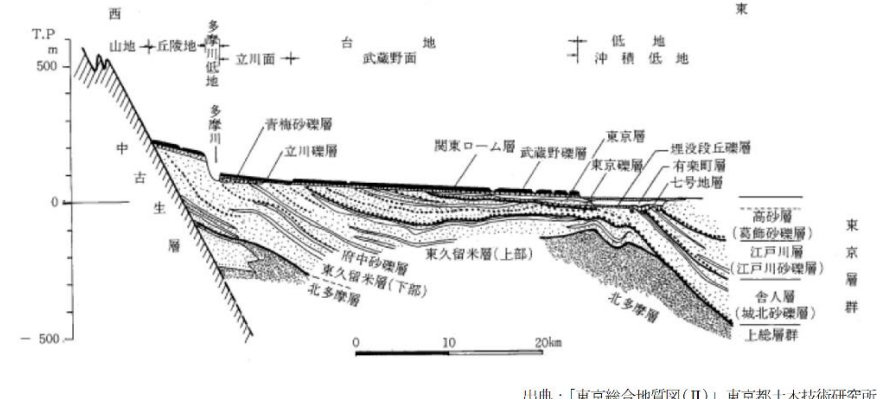


図1-3 東京の地質

（気候）

神田川流域のある東京都区部の気候は、太平洋側気候に属し、夏は南東の季節風が吹き蒸し暑く、冬は乾燥した晴天の日が多い。

平均年間降水量は1961年から2020年の平均で1500mm程度であり、全国平均約1700mmに比べると降水量は少ない。

東京における近年の年間平均気温は、16℃前後であり、過去100年間で約3℃程度上昇している。特に夏場の最高気温が30℃を超える回数が顕著に増加し、都市域独特の局地気候であるヒートアイランド現象も出現している。近年、このような現象によるものと考えられる局地的な集中豪雨が増えている。

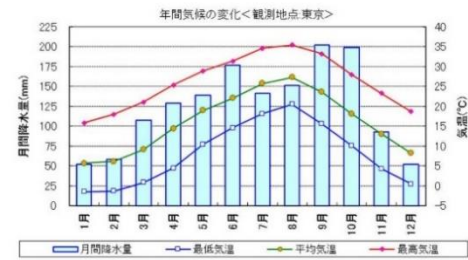


図1-4 東京の年間降水量、気温の変化（1961～2020年）

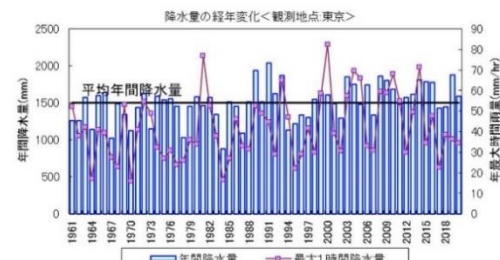


図1-5 東京の年間降水量、最大時間雨量経年変化（1961～2020年）

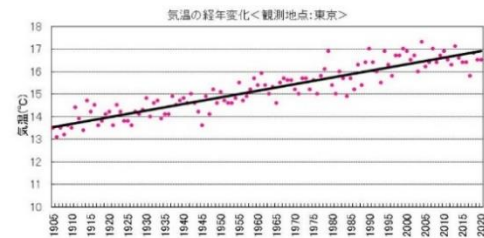


図1-6 東京の年平均気温経年変化（1905～2020年）

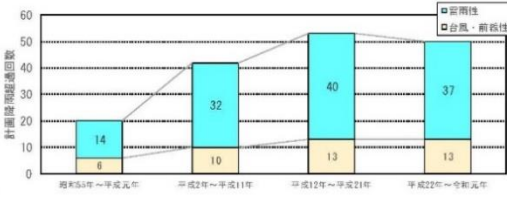


図1-7 1時間50mm又は24時間152ミリを超過する発生要因別降雨数の経年変化（昭和55年～令和元年（過去40年間））

出典：気象庁ホームページ（図1-4から図1-6）

（気候）

神田川流域のある東京都区部の気候は、太平洋側気候に属し、夏は南東の季節風が吹き蒸し暑く、冬は乾燥した晴天の日が多い。

平均年間降水量は1961年から2025年の平均で1,500mm程度であり、全国平均約1,700mmに比べると降水量は少ない。

東京における近年の年間平均気温は、17℃前後であり、過去100年間で3℃程度上昇している。特に夏場の最高気温が30℃を超える回数が顕著に増加し、都市域独特の局地気候であるヒートアイランド現象も出現している。

近年、気候変動の影響は顕在化しており、世界平均気温は2050年頃までには約1.5～2℃上昇するとされ、降雨量の増加、台風の強大化等が想定されている。

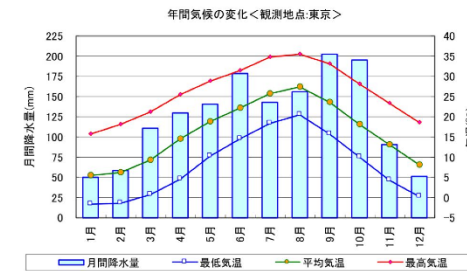


図1-4 東京の年間降水量、気温の変化（1961～2025年）

出典：「過去の気象データ」気象庁より作成

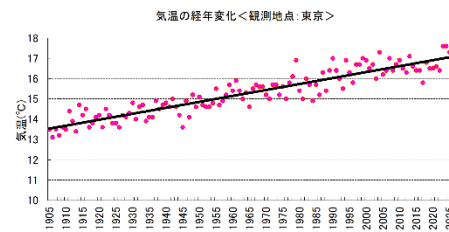


図1-6 東京の年平均気温経年変化（1905～2025年）

出典：「過去の気象データ」気象庁より作成

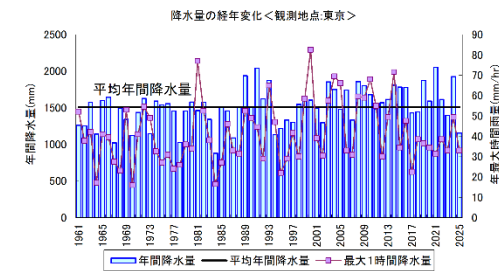


図1-5 東京の年間降水量、最大時間雨量経年変化（1961～2025年）

出典：「過去の気象データ」気象庁より作成

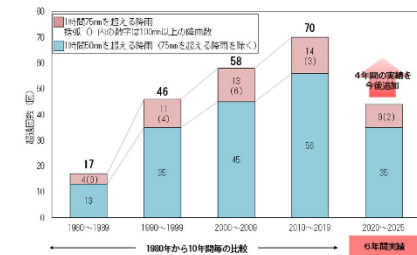


図1-7 都内における1時間50mmを超過する降雨の発生回数

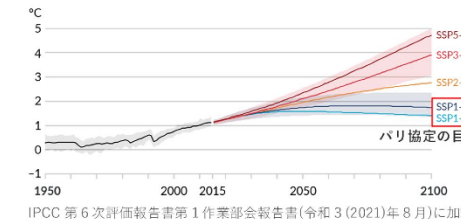


図1-8 1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化

IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書(令和3(2021)年8月)に加筆

(人口)

流域内の人口は、戦後の復興と急速な市街化に伴い、昭和40年には最高200万人を超えた。その後、流域内人口は若干減少し、平成年代に入ってから約165から175万人程度で推移している。

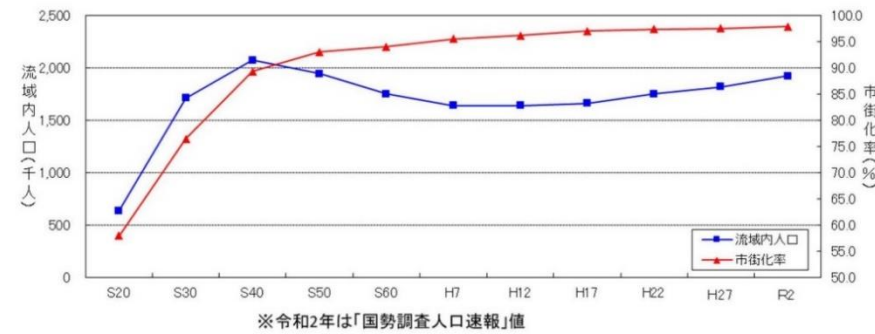


図1-8 神田川流域における人口と市街化率の変化

(産業)

流域内には約77,000の事業所があり、都内の事業所のうち約13%を占めている。事業所で最も多いのは、卸売、小売、サービス業で約90%を占めている。また、年間商品販売額は約16兆円(平成28年)で、都内の販売額の9%である。神田川流域は、東京都区部の中小河川流域の中でも最も人口及び資産の集中している流域である。

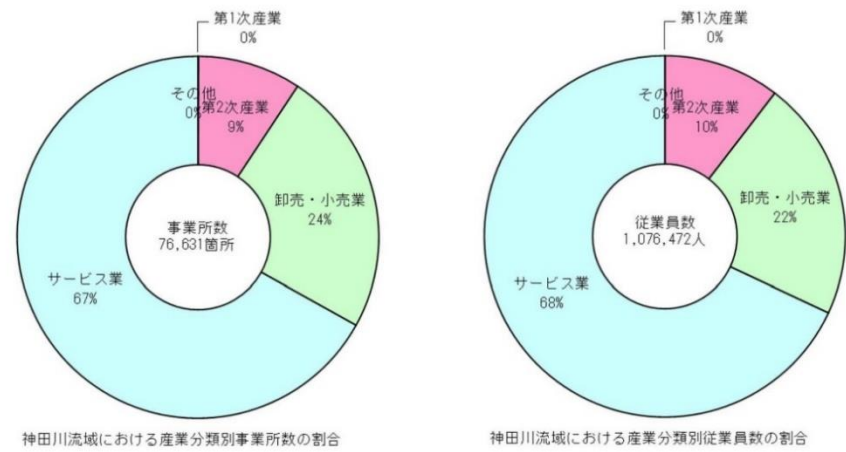


図1-9 神田川流域における事業所数及び従業員数

(人口)

流域内の人口は、戦後の復興と急速な市街化に伴い、昭和40年には最高200万人を超えた。その後、流域内人口は若干減少し、平成年代に入ってから約165から190万人程度で推移している。

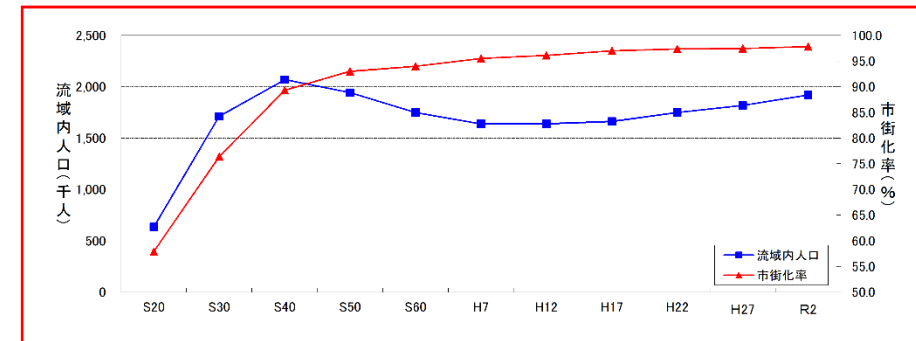


図1-9 神田川流域における人口と市街化率の変化

(産業)

流域内には約119,000箇所の事業所があり、都内の事業所のうち約20%を占めている。事業所で最も多いのは、卸売・小売業、サービス業で約90%を占めている。また、流域内の従業員数は約206万人であり、その約90%が事業所数と同様に卸売・小売業、サービス業で占められている。神田川流域は、東京都区部の中小河川流域の中でも人口及び資産の集中している流域である。

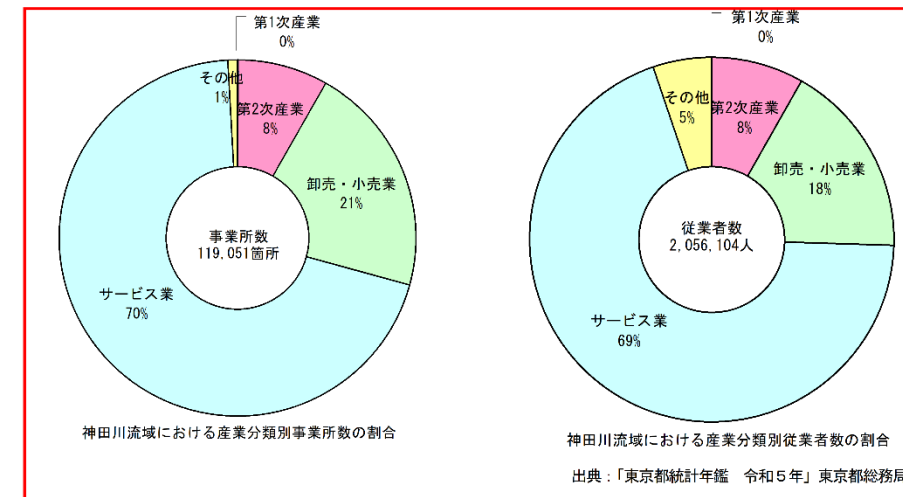


図1-10 神田川流域における事業所数及び従業員数

（土地利用）

神田川流域の下流部は、昭和初期にすでに市街地が形成されており、中・上流部においても流域のほぼ中央を通る JR 中央線などの鉄道や道路を中心として、東京の中でも比較的早い時期から市街化が進んできた。昭和 20～30 年代に中・上流部の開発が進むのに合わせて流域内の市街地は急激に拡大し、現在ではほぼ全域が市街化され、流域内の自然地（田畑・森林・空地・公園・水面等）の比率は流域全体の 1 割以下となっている。

流域の中・下流部は、東京及び日本の経済・産業・情報の中心であり、高度な土地利用が行われ、地下街なども広範囲に多く存在している。また、鉄道や道路は地上ばかりでなく地下にも縦横に通じており、交通の要ともなっている。

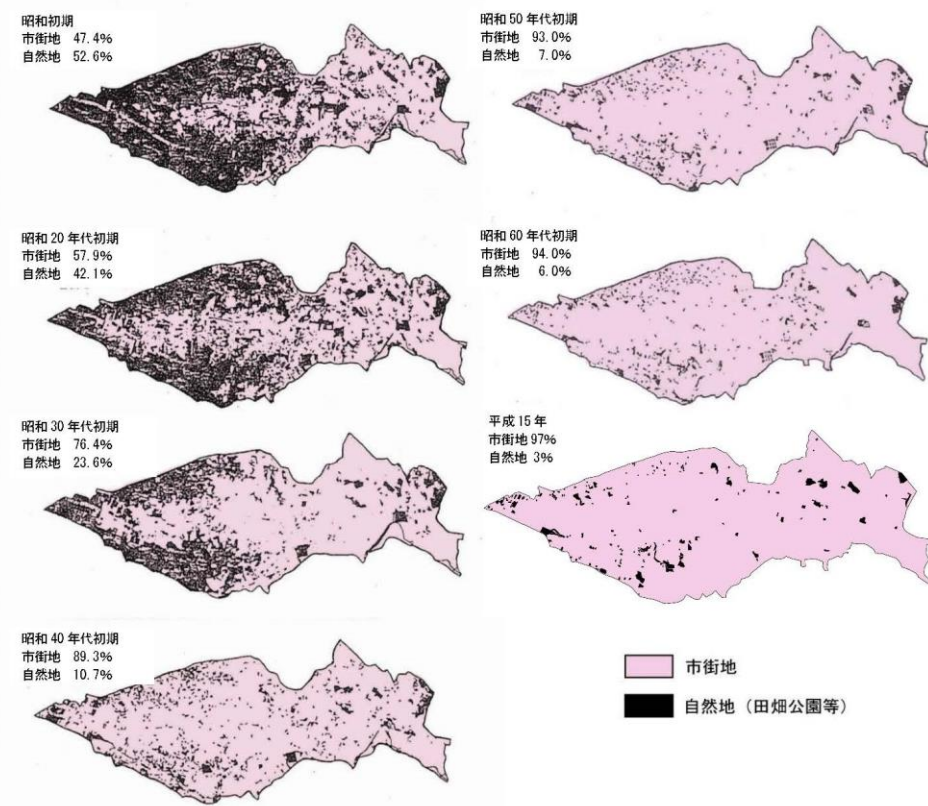


図 1-10 土地利用の変遷

（土地利用）

神田川流域の下流部は、昭和初期にすでに市街地が形成されており、中・上流部においても流域のほぼ中央を通る JR 中央線などの鉄道や道路を中心として、東京の中でも比較的早い時期から市街化が進んできた。昭和 20～30 年代に中・上流部の開発が進むのに合わせて流域内の市街地は急激に拡大し、現在ではほぼ全域が市街化され、流域内の自然地（田畑・森林・空地・公園・水面等）の比率は流域全体の 1 割以下となっている。

流域の中・下流部は、東京及び日本の経済・産業・情報の中心であり、高度な土地利用が行われ、地下街なども広範囲に多く存在している。また、鉄道や道路は地上ばかりでなく地下にも縦横に通じており、交通の要ともなっている。

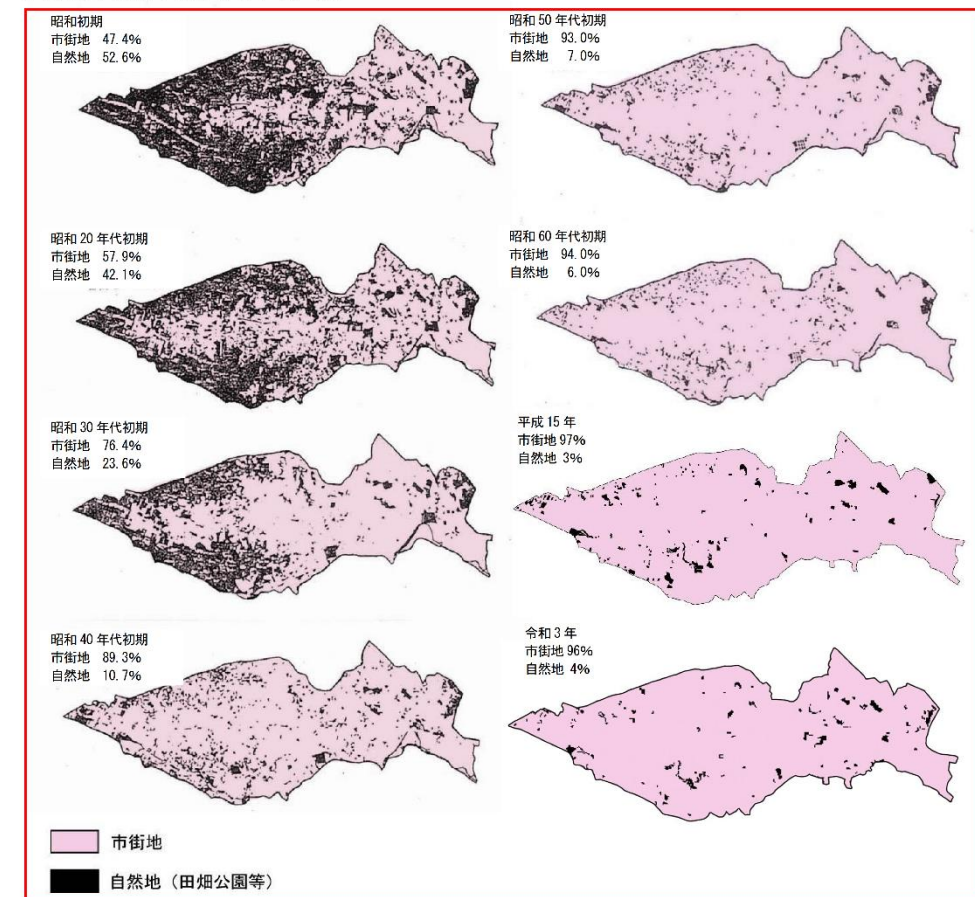


図 1-11 土地利用の変遷

（歴史・文化）

神田川及び日本橋川の沿川には、江戸城の外堀の石垣や常盤橋門跡、日本銀行本店、井の頭弁財天、山吹の里の碑、神田祭、柳橋など多くの歴史・文化遺産や行事がある。また、神田川や日本橋川をモチーフに、絵画や歌が多く残されている。

江戸時代、上流は井の頭池、善福寺池、妙正寺池の豊かな湧水を利用して、神田上水として開削され、近代水道が整備されるまで江戸、東京の市民に飲料水を供給してきた。その当時、上流より神田上水の取水堰であった関口大洗堰までを神田上水、関口大洗堰から船河原橋までを江戸川、それより下流を神田川と呼んでいた。下流部は、舟運や舟遊びを通じて、人々の生活と深くかかわっていた。舟遊びとしては、関口大洗堰から江戸川橋まで急流区間での川くんだりや石切橋から大曲の辺りの桜並木を見物する屋形船が利用されていた。舟運では、江戸・東京の重要な物資輸送路として、米や野菜、魚などを扱う河岸が川沿いに数多く立地し、交通の足としても利用されていた。

明治以降、神田川や日本橋川周辺から東京の近代化が始まった。日本橋川周辺では、日本銀行や兜町の証券取引所などの金融・証券街や三越本店・高島屋などの大型商業施設や問屋街、各方面の本社機能を有するオフィス街等の多様な都市機能が集積するようになった。また、交通網の要所としても発展し、五街道の起点となった日本橋など歴史的建造物や文化遺産などが多く残されている。

戦後は、高度成長期を経て、下流部が商業地域として、上流部は住宅地として発展した。このため、水害の危険性が高まり、治水上の必要性から、ほぼ全域が直立護岸となった。加えて、水質の悪化が進んだことから、水辺とまちの関わりが遠くなっていった。特に、日本橋川には高速道路が建設され、河川を圧迫する景観となった。

（歴史・文化）

神田川及び日本橋川の沿川には、江戸城の外堀の石垣や常盤橋門跡、日本銀行本店、井の頭弁財天、山吹の里の碑、神田祭、柳橋など多くの歴史・文化遺産や行事がある。また、神田川や日本橋川をモチーフに、絵画や歌が多く残されている。

【江戸時代】

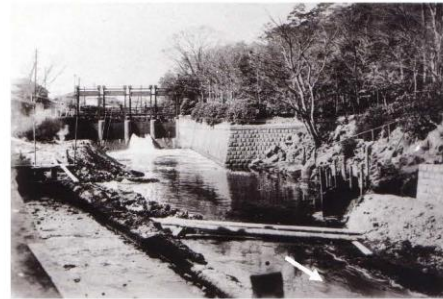
江戸時代、上流は井の頭池、善福寺池、妙正寺池の豊かな湧水を利用して、神田上水として開削され、近代水道が整備されるまで江戸、東京の市民に飲料水を供給してきた。その当時、上流より神田上水の取水堰であった関口大洗堰までを神田上水、関口大洗堰から船河原橋までを江戸川、それより下流を神田川と呼んでいた。下流部は、舟運や舟遊びを通じて、人々の生活と深くかかわっていた。舟遊びとしては、関口大洗堰から江戸川橋まで急流区間での川くんだりや石切橋から大曲の辺りの桜並木を見物する屋形船が利用されていた。舟運では、江戸・東京の重要な物資輸送路として、米や野菜、魚などを扱う河岸が川沿いに数多く立地し、交通の足としても利用されていた。

【明治～昭和初期】

明治以降、神田川や日本橋川周辺から東京の近代化が始まった。日本橋川周辺では、日本銀行や兜町の証券取引所などの金融・証券街や三越本店・高島屋などの大型商業施設や問屋街、各方面の本社機能を有するオフィス街等の多様な都市機能が集積するようになった。また、交通網の要所としても発展し、五街道の起点となった日本橋など歴史的建造物や文化遺産などが多く残されている。

【昭和中期～現在】

戦後は、高度成長期を経て、下流部が商業地域として、上流部は住宅地として発展した。このため、水害の危険性が高まり、治水上の必要性から、ほぼ全域が直立護岸となった。加えて、水質の悪化が進んだことから、水辺とまちの関わりが遠くなっていった。特に、日本橋川には高速道路が建設され、河川を圧迫する景観となっている。しかしながら、現在は日本橋川沿いの国家戦略特区の都市再生プロジェクトが開始され、日本橋周辺のまちづくりと連携して首都高速道路の地下化に向けた取組が行われている。



関口の大滝付近（昭和初期）



常盤橋門跡

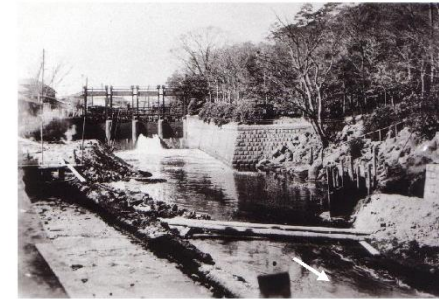


昭和31年の日本橋（中央区立京橋図書館所蔵）



現在の日本橋

図1-11 流域内の代表的な歴史的建造物



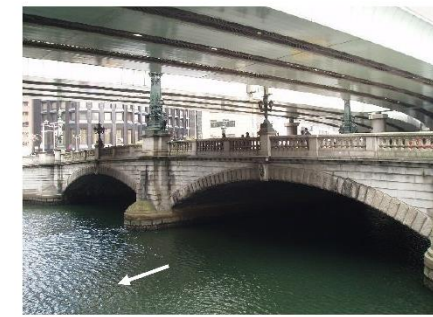
関口の大滝付近（昭和初期）



常盤橋門跡



昭和31年の日本橋（中央区立京橋図書館所蔵）



現在の日本橋

写真1-1 流域内の代表的な歴史的建造物

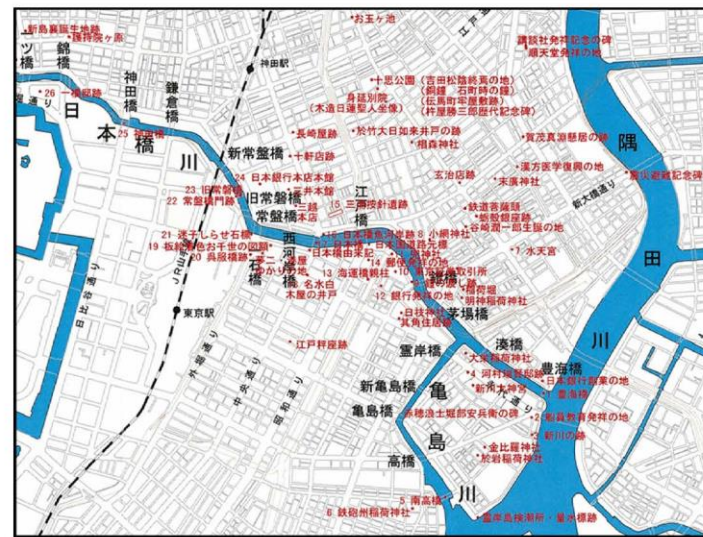


図1-12 日本橋川周辺の歴史的建築物位置図



図1-12 日本橋川周辺の歴史的建築物位置図

第2章 河川整備の現状と課題

第1節 洪水、津波、高潮による災害発生の防止又は軽減に関する事項

（水害）

神田川は、江戸時代に日本最古の都市水道（神田上水）として整備され、江戸城等への上水道の供給と、山ノ手の洪水排水の役目を持っていた。しかし、流域の都市化が進み水害が相次いだことや、別途上水道が整備されたことから、戦前より洪水の排水路として改修工事が行われてきた。

昭和33年9月には狩野川台風により、神田川流域で大きな水害が発生した。これを契機に昭和34年から本格的な整備に着手し、昭和56年には1時間あたり30mm規模の降雨に対応できる護岸の整備が完了した。しかし、流域の市街化はさらに進み、現在ではほぼ全域が市街地となったため、雨水の貯留・浸透機能が低下し、雨が降ると流域から一挙に大量の水が河川や下水道に流入し、水害が頻発するようになった。

これまで、1時間あたり50mm規模の降雨に対応できるように、河道の拡幅や掘削、調節池、分水路の整備を行ってきた。また、河川施設だけで洪水を処理することは困難であることから、総合的な治水対策として、流域内の公共施設などを利用して、雨水を一時的に貯留・浸透させるような施設の設置も順次行われている。このように、高度利用されている流域の市街地を水害から守るため、治水の安全性の向上に努めているが、用地の確保や支障物件の移設等に長期間を要しており、1時間あたり50mm規模の降雨に対応する護岸の整備率は約7割という状況である。

このような中、頻発している集中豪雨等により、近年においても水害が発生している。特に平成17年9月には大規模な集中豪雨により、中野区や杉並区などを中心に3,000棟以上が被災した。

第2章 河川整備の現状と課題

第1節 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

（水害）

神田川流域では、昭和33年9月の狩野川台風で広範囲に浸水被害が発生した。それ以降も集中豪雨等により、浸水被害が頻発に発生している。直近で1,000棟以上の浸水被害があった記録としては、平成17年9月には集中豪雨があり、中野区や杉並区などを中心に3,000棟以上が被災した。この他にも平成26年7月の集中豪雨により、杉並区内の善福寺川で溢水被害が生じている。

今後、さらに気候変動の影響による降雨量の増加や海面上昇、台風の強大化など、風水害リスクの増大が懸念される。

表2-1 神田川流域の主要水害記録

年月日	洪水要因	浸水面積 (ha)	浸水棟数(棟)			降雨記録		
			床下	床上	合計	雨量観測 時間最大雨量 (mm/hr)	日雨量 (mm)	
S33.9.26	狩野川台風	1,194.0	19,962	18,394	38,356	東京	76.0	371.9
S38.8.1	集中豪雨	363.0	7,327	2,129	9,456	豊島	43.0	78.5
S41.6.28	台風4号	403.2	5,836	3,339	9,175	中野	30.0	175.5
S49.7.20	集中豪雨	67.6	800	749	1,549	中野	51.0	111.5
S53.4.6	集中豪雨	120.6	1,432	1,311	2,743	中新井	62.0	100.0
S54.5.15	集中豪雨	62.4	640	904	1,544	善福寺川	39.0	114.0
S56.7.22	集中豪雨	188.7	4,073	1,624	5,697	東京	77.0	81.0
S56.10.22	台風24号	214.5	2,757	2,182	4,939	丸の内	47.0	210.0
S57.6.20	集中豪雨	90.6	761	319	1,080	東京	52.5	60.5
S57.9.12	台風18号	285.5	1,913	3,943	5,856	久我山	56.0	167.0
S57.11.30	集中豪雨	115.6	1,382	587	1,969	新宿	50.0	82.0
S58.6.10	集中豪雨	105.7	2,199	233	2,432	豊島	29.0	30.0
S60.7.14	集中豪雨	70.7	1,003	455	1,458	久我山	62.0	65.0
S62.7.25	雷雨	41.4	1,598	249	1,847	中野	73.0	82.0
S62.7.31	雷雨	39.5	1,130	258	1,388	豊島	60.0	60.0
H1.8.1	大雨(雷雨)	51.8	1,550	1,119	2,669	中野	70.0	203.0
H3.9.18~20	台風18号	28.5	870	197	1,067	新宿	44.0	141.0
H5.8.27	台風11号	117.1	3,271	1,435	4,706	弥生町	47.0	195.0
H17.9.4~5	集中豪雨	125.9	1,265	2,236	3,501	下井草	112.0	251.0

注) 昭和49年以降は、神田川流域において1,000棟以上浸水被害があったものを表示
出典:「水害記録」東京都建設局

表2-1 神田川流域の主要水害記録

年月日	洪水要因	浸水面積 (ha)	浸水棟数(棟)			雨量観測 時間最大雨量 (mm/hr)	日雨量 (mm)	
			岸下	岸上	合計			
S33.9.26	狩野川台風	1,194.0	19,962	18,394	38,356	東京	76.0	371.9
S38.8.1	集中豪雨	363.0	7,327	2,129	9,456	豊島	43.0	78.5
S41.6.28	台風4号	403.2	5,836	3,339	9,175	中野	30.0	175.5
S49.7.20	集中豪雨	57.6	800	749	1,549	中野	51.0	111.5
S53.4.6	集中豪雨	120.6	1,432	1,311	2,743	中新井	62.0	100.0
S54.5.15	集中豪雨	62.4	640	904	1,544	善福寺川	39.0	114.0
S56.7.22	集中豪雨	188.7	4,073	1,624	5,697	東京	77.0	81.0
S56.10.22	台風24号	214.5	2,757	2,182	4,939	丸の内	47.0	210.0
S57.6.20	集中豪雨	90.6	761	319	1,080	東京	52.5	60.5
S57.9.12	台風18号	285.5	1,913	3,943	5,856	久我山	56.0	167.0
S57.11.30	集中豪雨	115.6	1,382	587	1,969	新宿	90.0	82.0
S58.6.10	集中豪雨	106.7	2,199	233	2,432	豊島	29.0	30.0
S60.7.14	集中豪雨	70.7	1,003	455	1,458	久我山	62.0	65.0
S62.7.25	雷雨	41.4	1,598	249	1,847	中野	73.0	82.0
S62.7.31	雷雨	39.5	1,130	258	1,388	豊島	60.0	60.0
H1.8.1	大雨(雷雨)	51.8	1,550	1,119	2,669	中野	70.0	203.0
H3.9.18~20	台風18号	28.5	870	197	1,067	新宿	44.0	141.0
H5.8.27	台風11号	117.1	3,271	1,435	4,706	弥生町	47.0	195.0
H17.9.4~5	集中豪雨	125.9	1,265	2,236	3,501	下井草	112.0	251.0

注) 昭和49年以降は、神田川流域において1,000棟以上浸水被害があったものを表示



平成5年8月台風11号による洪水（神田川高砂橋付近）



昭和56年7月神田川神高橋付近



平成17年9月妙正寺川天神橋

図2-1 主要水害時の状況



平成5年8月台風11号による洪水（神田川高砂橋付近）



昭和56年7月神田川神高橋付近



平成17年9月妙正寺川天神橋

写真2-1 主要水害時の状況

（河道の整備状況）

① 洪水対策

● 神田川

1時間あたり50mm規模の護岸改修を進めており、令和2年度末時点の護岸整備率は約9割である。中流部に未整備区間があることから、上流部で河床を下流の流下能力を超えない高さに行っているところもある。

● 妙正寺川

1時間あたり50mm規模の護岸改修を進めており、令和2年度末の護岸整備率は約4割である。

● 善福寺川

1時間あたり50mm規模の護岸改修を進めており、令和2年度末の護岸整備率は約6割である。中流部に未整備区間があることから、上流部で河床を下流の流下能力を超えない高さに行っているところもある。

※神田川では昭和53年4月の集中豪雨と平成5年8月の台風11号、善福寺川・妙正寺川では平成17年9月の集中豪雨による被害を契機に、洪水により甚大な被害が発生した際に実施する「河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）」の採択を受け、それぞれ五カ年の緊急かつ重点的な河川整備を行った。

● 江古田川

指定区間終点の下徳殿橋下流については、概ね1時間あたり30mm規模の改修が行われている。

② 高潮対策

● 神田川

日本橋川分派点より下流が高潮対策対象区間であり、ほぼ高潮に対応できる堤防高となっている。

● 日本橋川・亀島川

全川高潮対策対象区間であり、堤防は高潮を考慮した高さに計画・施工されている。令和2年度末の整備率は、日本橋川約9割、亀島川約8割となっており、首都高速道路のランプ付近や橋梁取付部付近等が未整備となっている。日本橋川には、計画河床より浅い埋設物（地下鉄等）や首都高速道路の橋脚など洪水の流下に影響のある構造物があり、計画河床まで掘り下げられな

（河道の整備状況）

① 洪水対策

神田川は、江戸時代に日本最古の都市水道（神田上水）として整備され、江戸城等への上水道の供給と、山ノ手の洪水排水の役目を持っていた。しかし、流域の都市化が進み水害が相次いだことや、別途上水道が整備されたことから、戦前より洪水の排水路として改修工事が行われてきた。

昭和33年9月には狩野川台風により、神田川流域で大きな水害が発生した。これを契機に昭和34年から本格的な整備に着手し、昭和56年には1時間当たり30mm規模の降雨に対応できる護岸の整備が完了した。しかし、流域の市街化はさらに進み、現在ではほぼ全域が市街地となったため、雨水の貯留・浸透機能が低下し、雨が降ると流域から一挙に大量の水が河川や下水道に流入し、水害が頻発するようになった。

現在は、1時間当たり50mm規模の降雨に対応できるように、河道改修を進めている。

※神田川では昭和53年4月の集中豪雨と平成5年8月の台風11号、善福寺川・妙正寺川では平成17年9月の集中豪雨による被害を契機に、洪水により甚大な被害が発生した際に実施する「河川激甚災害対策特別緊急事業」の採択を受け、それぞれ五カ年の緊急かつ重点的な河川整備を行った。

● 神田川

令和6年度末時点の護岸整備率は約9割である。中流部に未整備区間があることから、上流部で河床を下流の流下能力を超えない高さに行っているところもある。

● 妙正寺川

令和6年度末の護岸整備率は約5割である。

● 善福寺川

令和6年度末の護岸整備率は約6割である。中流部に未整備区間があることから、上流部で河床を下流の流下能力を超えない高さに行っているところもある。

● 江古田川

指定区間終点の下徳殿橋下流については、概ね1時間当たり30mm規模の改修が行われている。

い箇所が多くある。また、亀島川については、上流端に日本橋水門を設置し、下流端に亀島川水門を設置して高潮に対処している。

東京都では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、河川施設の耐震対策を隅田川等で実施してきた。また、平成23年3月の東日本大震災を受け、平成24年12月に「東部低地帯の河川施設整備計画」、令和3年12月に「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」を策定した。それに基づき、神田川・日本橋川・亀島川では堤防や水門の耐震・耐水対策を実施していく必要がある。

② 高潮対策

これまで、伊勢湾台風級の高潮^{※1}に対応できるよう、神田川、日本橋川及び亀島川にて防潮堤等や水門の整備を進めてきた。

※1 昭和34年に名古屋地方を襲い、国内で最大の高潮被害をもたらした伊勢湾台風と同規模の台風が、東京湾に最も被害をもたらすコースを進んだ場合に発生する高潮

● 神田川

これまで日本橋川分派点より下流を高潮対策対象区間^{※2}として整備を行ってきており、ほぼ伊勢湾台風級の高潮（A.P.+5.1m）に対応できる堤防高となっている。

● 日本橋川・亀島川

全川を高潮対策対象区間として、伊勢湾台風級の高潮（A.P.+5.1m）に対応するため防潮堤等の整備を進めてきた。令和6年度末の整備率は、日本橋川約9割、亀島川約8割となっており、首都高速道路のランプ付近や橋梁取付部等が未整備となっている。日本橋川には、計画河床より浅い埋設物（地下鉄等）や首都高速道路の橋脚など洪水の流下に影響のある構造物があり、計画河床まで掘り下げられない箇所が多くある。また、亀島川については、上流端に日本橋水門を設置し、下流端に亀島川水門を設置して伊勢湾台風級の高潮（A.P.+5.1m）に対応している。

※2 「高潮対策対象区間」とは、高潮区間^{※3}のうち、高潮の対策に必要な堤防高が、洪水対策に必要な堤防高を上回る河川の区間

※3 「高潮区間」とは、計画高潮位が計画高水位より高い河川の区間

③ 耐震・耐水対策

東京都では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、河川施設の耐震対策を隅田川等で実施してきた。また、平成23年3月の東日本大震災を受け、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対応するため、背後地盤高が満潮位や想定津波高より低い地域を対象に、平成24年12月に「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定した。さらに、令和3年12月には背後地盤高が高潮の潮位より低い地域を対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」を策定した。これらの計画に基づき、神田川（隅田川合流点から昌平橋付近まで）、日本橋川（隅田川合流点から新常盤橋付近まで）、亀島川（全川）の防潮堤等や、日本橋水門、亀島川水門の耐震・耐水対策を進めている。令和6年度末時点では、日本橋川の茅場橋下流までの防潮堤の耐震対策、及び亀島川水門の耐震・耐水対策が完了した。

（調節池の整備状況）

● 神田川・環状七号線地下調節池

神田川・環状七号線地下調節池は、水害が多発する神田川中流部の治水安全度を早期に向上させるため、神田川流域の洪水を取水し、浸水被害の軽減を図る事業である。環状七号線の道路下に設けた、延長4.5km、内径12.5mのトンネル内に、神田川流域の洪水約54万m³を貯留する。施設の規模が大きく、全体の整備に相当の期間を要することから、早期に事業効果を発揮させるため、第一期、第二期に事業を分割して整備を行った。第一期、第二期の事業内容は表2-2のとおりである。



（位置図）

表2-2 神田川・環状七号線地下調節池事業内容

	全体	第一期	第二期
貯留量	54万m ³	24万m ³	30万m ³
延長	4.5km	2.0km	2.5km
取水施設	3箇所	神田川	善福寺川、妙正寺川
工事着手	—	S63年度	H7年度
事業完了	—	H10年度	H19年度
取水開始	—	H9年度	H17年度

（調節池の整備状況）

● 神田川・環状七号線地下調節池

神田川・環状七号線地下調節池は、水害が多発する神田川中流部の治水安全度を早期に向上させるため、神田川流域の洪水を取水し、浸水被害の軽減を図るための施設である。環状七号線の道路下に設けた、延長4.5km、内径12.5mのトンネル内に、神田川流域の洪水約54万m³を貯留する。施設の規模が大きく、全体の整備に相当の期間を要することから、早期に事業効果を発揮させるため、第一期、第二期に事業を分割して整備を行った。第一期、第二期の事業内容は表2-2のとおりである。

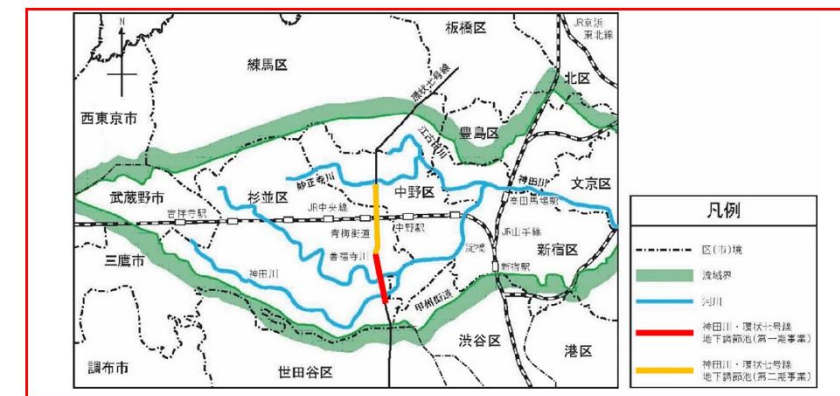


図2-2 神田川・環状七号線地下調節池位置図

表2-2 神田川・環状七号線地下調節池事業内容

	全体	第一期	第二期
貯留量	54万m ³	24万m ³	30万m ³
延長	4.5km	2.0km	2.5km
取水施設	3箇所	神田川	善福寺川、妙正寺川
工事着手	—	S63年度	H7年度
事業完了	—	H10年度	H19年度
取水開始	—	H9年度	H17年度

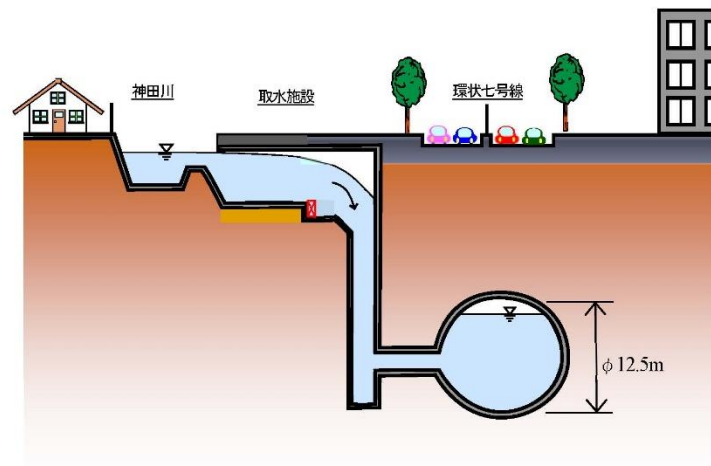


図2-3 神田川・環状七号線地下調節池概念図



図2-4 神田川・環状七号線地下調節池



図2-5 神田川取水施設取水状況

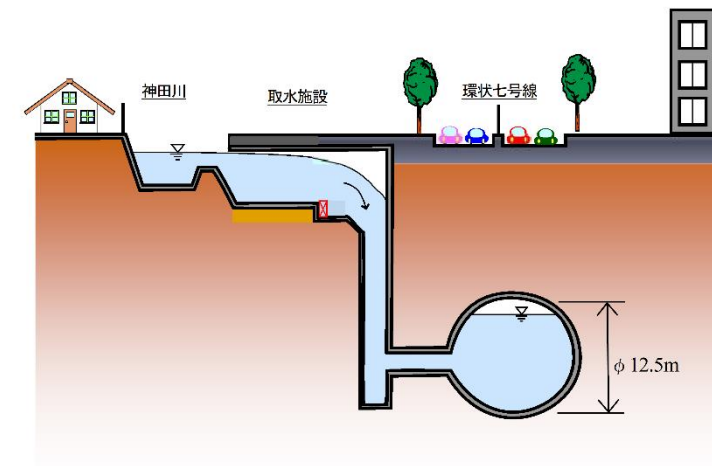


図2-3 神田川・環状七号線地下調節池概念図



写真2-2 神田川・環状七号線地下調節池



写真2-3 神田川取水施設取水状況

● 妙正寺川・江古田川

妙正寺川の治水安全度を早期に向上させるために、妙正寺川には上高田調節池外4つの調節池からなる妙正寺川調節池群と鷺宮調節池、江古田川の北江古田調節池が整備されている。

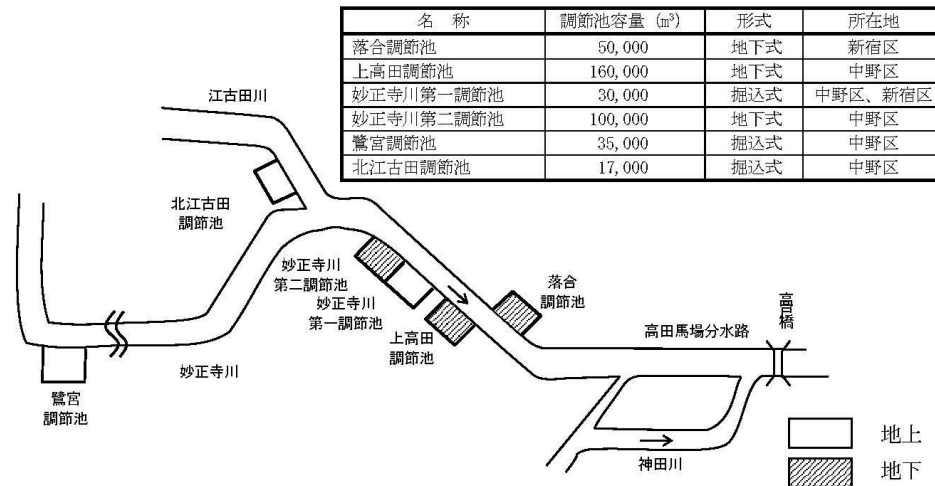


図2-6 妙正寺川・江古田川の調節池

● 善福寺川

善福寺川の河道改修完了までの洪水被害を軽減するため、都立和田堀公園内に和田堀第六調節池、都立善福寺川緑地内に善福寺川調節池が整備され、現在、都立和田堀公園内に和田堀第二調節池と和田堀第三調節池の機能を統合した和田堀公園調節池が事業中である。なお、和田堀公園調節池は令和3年度末から稼働を開始している。

名称	調節池容量 (m³)	形式	所在地
和田堀第六調節池	48,000	掘込式	杉並区
和田堀公園調節池※	17,500	掘込式	杉並区
(和田堀第二調節池)	(2,500)	(掘込式)	(杉並区)
(和田堀第三調節池)	(3,000)	(掘込式)	(杉並区)
善福寺川調節池	35,000	地下式	杉並区

※和田堀公園調節池は、和田堀第二調節池、和田堀第三調節池の機能を統合して整備。

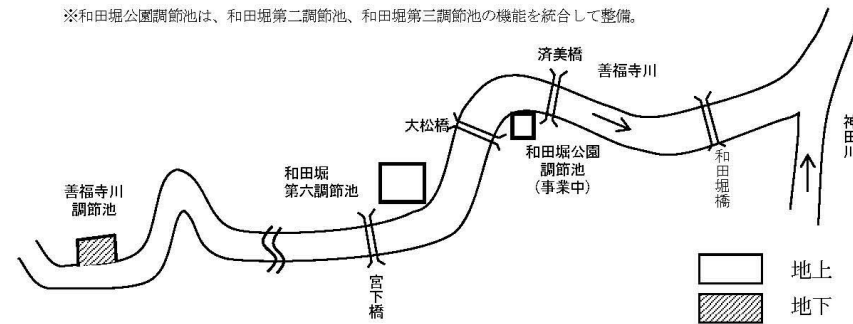


図2-7 善福寺川の調節池

● 妙正寺川・江古田川

妙正寺川、江古田川の治水安全度を早期に向上させるために、妙正寺川には落合調節池、上高田調節池、妙正寺川第一調節池、妙正寺川第二調節池及び鷺宮調節池、江古田川には北江古田調節池が整備されている。

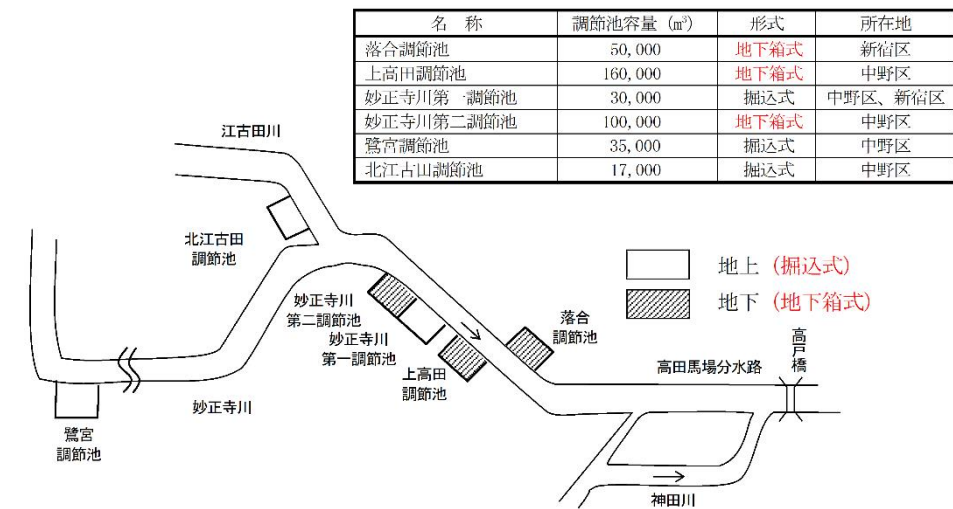


図2-4 妙正寺川・江古田川の調節池



写真2-4 上高田調節池 全景

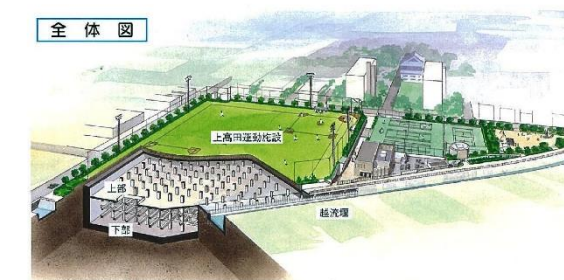


図2-5 上高田調節池 全体図



図2-8 上高田調節池 全景

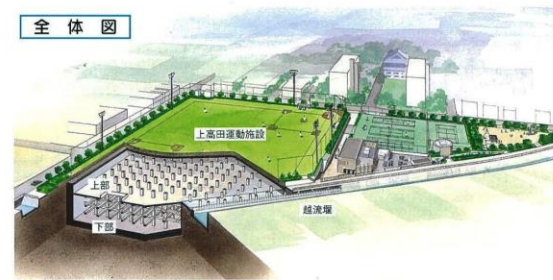


図2-9 上高田調節池 全体図

断面図

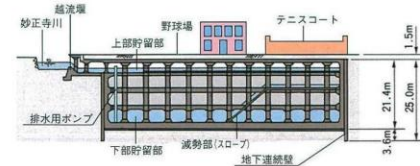


図2-10 上高田調節池 断面図



平常時 流入時

図2-11 妙正寺川第二調節池 流入口

断面図

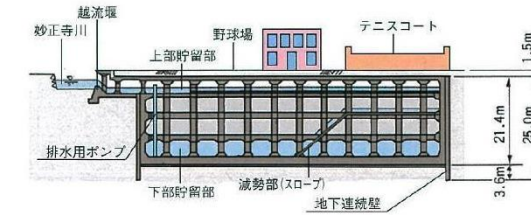


図2-6 上高田調節池 断面図



平常時 流入時

写真2-5 妙正寺川第二調節池 流入口

● 善福寺川

善福寺川の治水安全度を早期に向上させるため、都立和田堀公園内に和田堀第六調節池及び和田堀公園調節池、都立善福寺川緑地内に善福寺川調節池が整備されている。

名称	調節池容量 (m ³)	形式	所在地
和田堀第六調節池	48,000	掘込式	杉並区
和田堀公園調節池	17,500	掘込式	杉並区
善福寺川調節池	35,000	地下箱式	杉並区

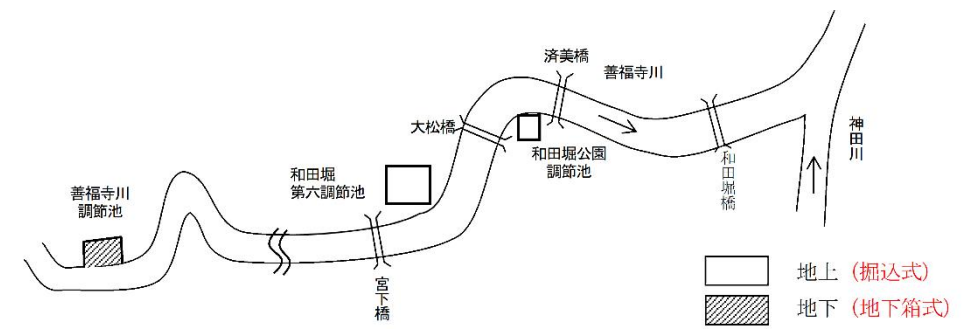


図2-7 善福寺川の調節池



写真2-6 和田堀公園調節池

（分水路の整備状況）

河道沿いに密集する建物や幹線道路の存在により、神田川の下流部においては大幅な拡幅が困難なため、河道と並行して洪水を流下させる分水路を道路下などに設置している。

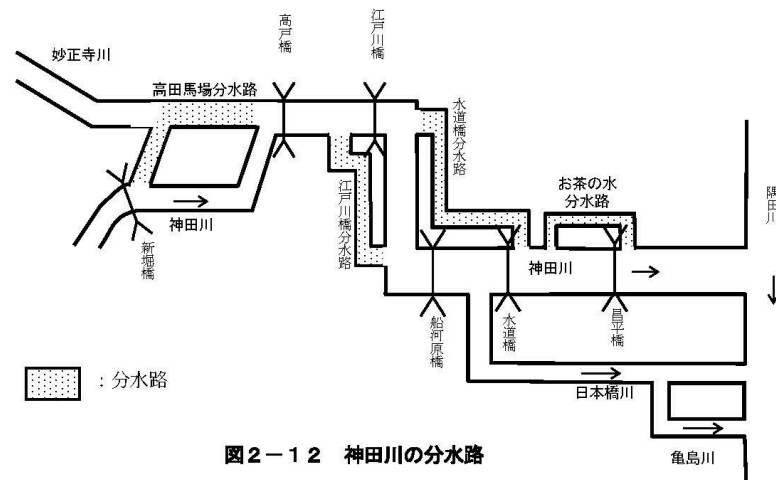


図2-12 神田川の分水路

表2-3 分水路の諸元

分水路名	区間	延長	断面構造 (B×H×n)
高田馬場分水路	高戸橋上流 ～新堀橋上流	1,460m	(高戸橋～妙正寺川合流点) □6.65×6.60m×2 (妙正寺川合流点～新堀橋) □6.00×6.80m×1
江戸川橋分水路	船河原橋上流 ～江戸川橋上流	1,644m	(白鳥橋～江戸川橋) □7.50×7.15m×2 (船河原橋～白鳥橋) □7.50×7.20m×1
水道橋分水路	水道橋下流 ～白鳥橋上流	1,640m	(船河原橋～白鳥橋) □7.50×7.25m×1 (小石川橋～船河原橋) □9.50×7.45m×1 □7.70×7.45m×1 (水道橋～小石川橋) □10.00×6.40m×1
お茶の水分水路	昌平橋下流 ～水道橋下流	1,300m	(上流220m、下流320m区間) □6.80×8.0m×1 (上記以外の区間) φ8.80m×1

（分水路の整備状況）

河道沿いに密集する建物や幹線道路の存在により、神田川の下流部においては大幅な拡幅が困難なため、河道と並行して洪水を流下させる分水路を道路下などに設置している。

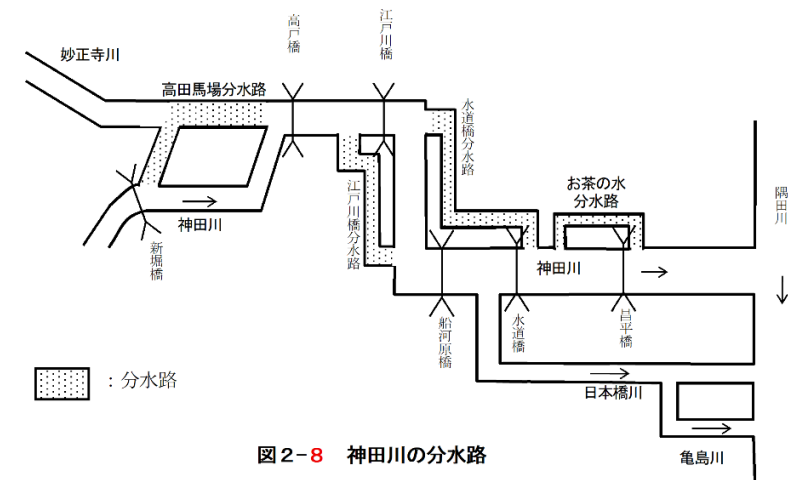


図2-8 神田川の分水路

表2-3 分水路の諸元

分水路名	区間	延長	断面構造 (B×H×n)
高田馬場分水路	高戸橋上流 ～新堀橋上流	1,460m	(高戸橋～妙正寺川合流点) □6.65×6.60m×2 (妙正寺川合流点～新堀橋) □6.00×6.80m×1
江戸川橋分水路	船河原橋上流 ～江戸川橋上流	1,644m	(白鳥橋～江戸川橋) □7.50×7.15m×2 (船河原橋～白鳥橋) □7.50×7.20m×1
水道橋分水路	水道橋下流 ～白鳥橋上流	1,640m	(船河原橋～白鳥橋) □7.50×7.25m×1 (小石川橋～船河原橋) □9.50×7.45m×1 □7.70×7.45m×1 (水道橋～小石川橋) □10.00×6.40m×1
お茶の水分水路	昌平橋下流 ～水道橋下流	1,300m	(上流220m、下流320m区間) □6.80×8.0m×1 (上記以外の区間) φ8.80m×1

表2-4 神田川流域の湧水

区市名	名称	所在地	河川	備考
新宿区	おとめ山公園	下落合2丁目10番	神田川	4~29m ³ /日
文京区	江戸川公園	関口2丁目1番	神田川	R25調査時は確認されていない
文京区	関口芭蕉庵	関口2丁目11番	神田川	
文京区	新江戸川公園	目白台1丁目1番22号	神田川	現在「肥後細川庭園」に名称変更
文京区	民家	小日向2丁目	神田川	0.2m ³ /日*
文京区	藤寺伝明寺	小日向4丁目3番11号	神田川	
文京区	養徳学舎	小日向4丁目3番3号	神田川	1.0m ³ /日*
文京区	今宮神社	音羽1丁目4番	神田川	5.2m ³ /日*
文京区	民家	音羽1丁目	神田川	5.8m ³ /日*
文京区	民家	音羽1丁目	神田川	1.1m ³ /日*
中野区	蓮華寺	大和町4丁目37番	妙正寺川	R25調査時は確認されていない
中野区	都宮住宅	白鷺1丁目	妙正寺川	R25調査時は確認されていない
中野区	東光寺桜ヶ池	上高田4丁目	妙正寺川	R25調査時は確認されていない
中野区	川岸	江原町2丁目	江古田川	R25調査時は確認されていない
中野区	川岸	江原町1丁目	江古田川	R25調査時は確認されていない
杉並区	原寺分橋下	西荻北5丁目18番	善福寺川	1,600~4,500m ³ /日
杉並区	御供米橋下流	大宮2丁目24番	善福寺川	
豊島区	民家	高田1丁目	神田川	R25調査時は確認されていない
豊島区	区立高南小学校	高田2丁目12番7号	神田川	R25調査時は確認されていない
三鷹市	神田上水橋上流	井の頭3丁目1番	神田川	

出典：「東京の湧水」（H12年度調査報告書）東京都環境局、※印の湧水量は、H3年度調査結果
 「東京の名湧水57選」（H15年7月発行）東京都環境局、[～東京の湧水～湧水マップ]（H25）東京都環境局

（水質）

水質については、昭和40年代にBOD（75%値）が30mg/l程度であったが、下水道の普及や下水の高度処理水を河川に還元する清流復活事業等により、近年ではBOD（75%値）が5mg/l程度まで改善し、「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」のC類型（※）を満足する程度となった。また、アユの遡上や水生生物の生息・生育・繁殖が確認されるまでになってきている。

しかし、神田川流域の下水道は合流式で整備され、雨水の流入により管の能力を超える水量となった下水が河川に放流される仕組みとなっているため、降雨直後においては水質悪化が見られる。特に、下流部では、河床に汚泥が堆積して底質悪化のひとつの原因となっている。この区間では感潮河川となっているため、水が停滞し易く、DOが低い値を示すことがある。

また、市ヶ谷方面から神田川に外濠の水が流入しており、外濠の水質が神田川下流部に与える影響が懸念される。

表2-4 神田川流域の湧水

区市名	名称	所在地	河川	備考
新宿区	おとめ山公園	下落合2丁目10番	神田川	7~12m ³ /日
文京区	関口芭蕉庵	関口2丁目11番3号	神田川	
文京区	肥後細川庭園	目白台1丁目1番22号	神田川	
杉並区	原寺分橋下	西荻北4丁目40番	善福寺川	1,600~4,500m ³ /日
三鷹市	神田上水橋上流	井の頭3丁目1番	神田川	

出典：「東京の湧水」（H12年度及びR4年度調査報告書）東京都環境局
 「東京の湧水～湧水マップ～」（R5）東京都環境局

（水質）

神田川の水質については、昭和40年代にBOD（75%値）が30mg/l程度であったが、下水道の普及や下水の再生水を河川に還元する清流復活事業等により、近年ではBOD（75%値）が概ね5mg/l以下まで改善しており、アユの遡上や水生生物の生息・生育・繁殖が確認されるまでになってきている。なお、現在の「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」（※）は、神田川及び日本橋川はC類型、妙正寺川はB類型となっている。

しかし、神田川流域の下水道は合流式で整備され、雨水の流入により管の能力を超える水量となった下水が河川に放流される仕組みとなっているため、降雨直後においては水質悪化が見られる。特に、下流部の感潮区間では、水が停滞し易く、河床に汚泥が堆積して底質悪化のひとつの原因となっている。

また、市ヶ谷方面から神田川に外濠の水が流入しており、外濠の水質が神田川下流部に与える影響が懸念される。

（※）「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」

水質汚濁に関する環境基準において生活環境項目として設けられている基準であり、水域の水利目的別に適用されており、AAからEまで6類型に分けられる。このうちC類型は、生物化学的酸素要求量（BOD、5mg/L以下）、溶存酸素量（DO、5mg/L以上）等の基準値があり、コイ、フナ等が棲息できる水質である。B類型は、生物化学的酸素要求量（BOD、3mg/L以下）、溶存酸素量（DO、5mg/L以上）等の基準値があり、サケ科魚類及びアユ等が棲息できる水質である。（参考：環境省ホームページ）

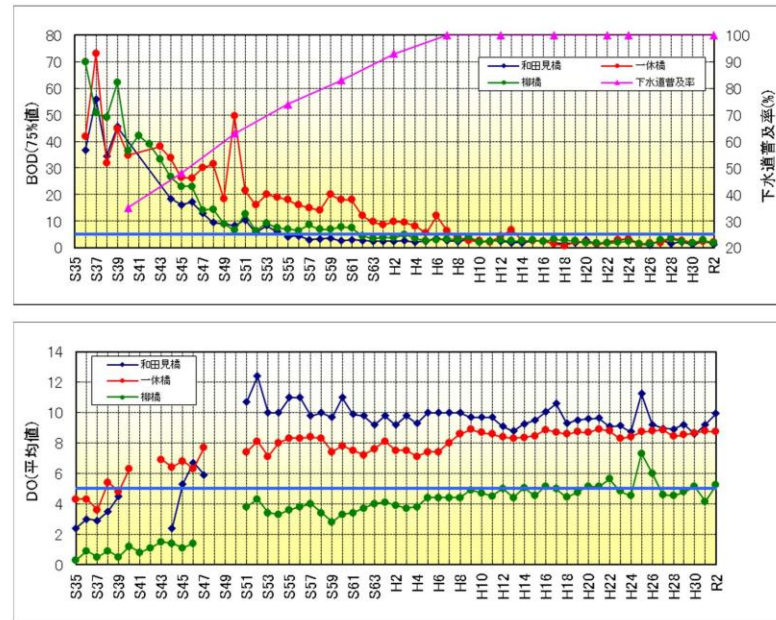


図2-14 神田川の水質の経年変化



出典：
 【BOD】
 S46以前は年平均値（東京都公害研究所資料）
 S47以降は75%値（東京都公共用水域水質調査結果）
 【下水道普及率】
 人口普及率（東京都下水道局）
 【DO】
 公共用水域水質測定結果（東京都環境局）
 都内河川・内湾水質調査資料
 （東京都公害研究所、DOは35～47年度を使用）
 注）環境基準は平成9年にD類型からC類型に変更された。

(※)「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」のC類型

水質汚濁に関する環境基準において生活環境項目として設けられている基準であり、水域の水利用目的別に適用されており、AAからEまで6類型に分けられる。このうちC類型は、水素イオン濃度（pH、6.5以上8.5以下）、生物化学的酸素要求量（BOD、5mg/L以下）、浮遊物質質量（SS、50mg/L以下）、溶存酸素量（DO、5mg/L以上）の項目があり、コイ、フナ等が棲息できる水質である。（参考：環境省ホームページ）

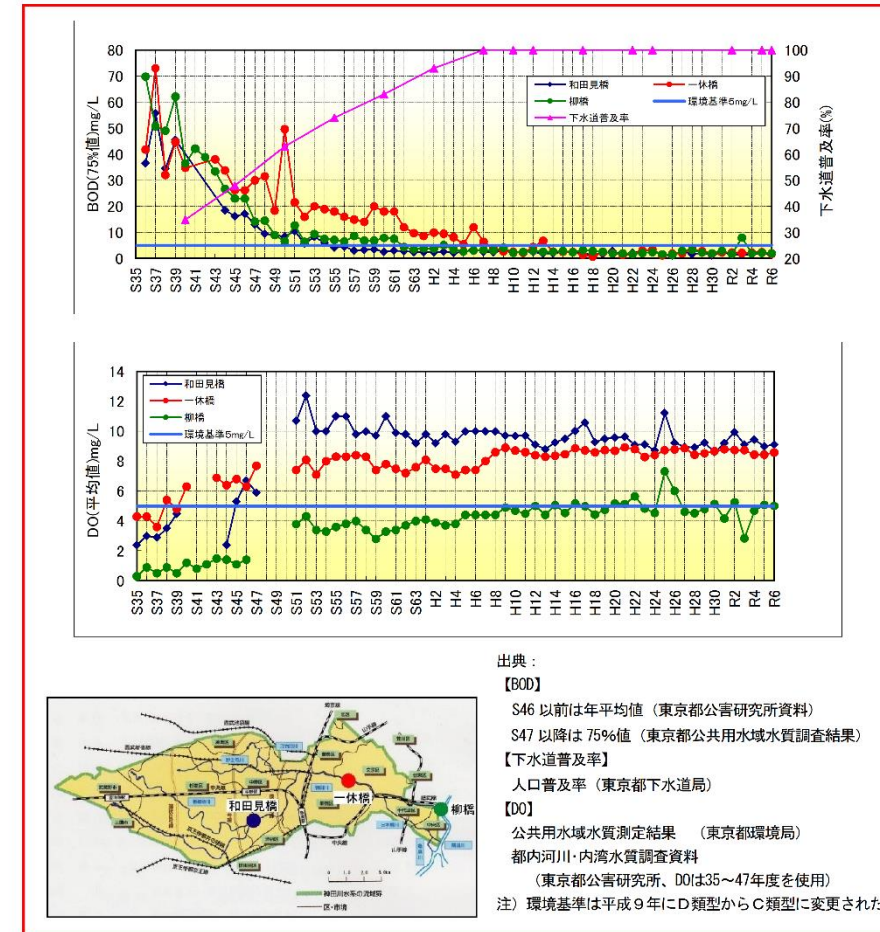


図2-10 神田川の水質の経年変化

出典：
 【BOD】
 S46以前は年平均値（東京都公害研究所資料）
 S47以降は75%値（東京都公共用水域水質調査結果）
 【下水道普及率】
 人口普及率（東京都下水道局）
 【DO】
 公共用水域水質測定結果（東京都環境局）
 都内河川・内湾水質調査資料
 （東京都公害研究所、DOは35～47年度を使用）
 注）環境基準は平成9年にD類型からC類型に変更された。

(水利権・漁業権)

水利権は、善福寺川の1地点で設定されており、和田堀公園調節池内の親水池の維持管理用水として利用されている。なお漁業権は、現在神田川流域の各河川には、設定されていない。

（河川の利用）

隅田川から後楽橋付近まで台船による輸送が行われているほか、神田川下流部、日本橋川、亀島川においては、観光船の往来がある。また、プレジャーボートや屋形船が神田川下流や日本橋川・亀島川に係留されている。これらのうち放置船舶については、洪水時の流水の阻害や航行する他船舶への障害、係留場所の私有化などの問題が生じている。なお、水面交通は、阪神淡路大震災で物資輸送に有効な機能を果たし新しい利用面として期待される。そこで、災害時の物資の輸送や救助等のライフラインの確保のための船着場として、神田川の市兵衛河岸、和泉橋、日本橋川の日本橋、常盤橋、千代田区庁舎前、新三崎橋に防災船着場が整備されている。

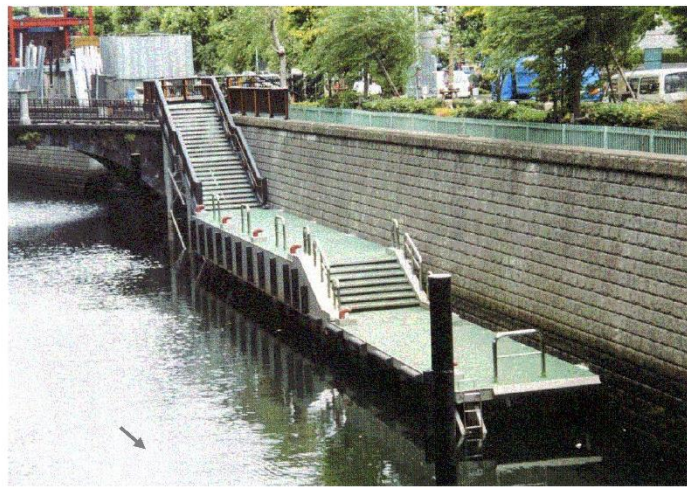


図2-15 日本橋川 常盤橋防災船着場
(平成12年7月完成)

また、河川敷地占用許可準則に規定される都市・地域再生等利用区域の制度を活用して、水辺で飲食等を楽しむことができる川床「かわてらす®」が設置されるなど、水辺空間を利用したにぎわいの創出も進められている。

さらに、神田川など沿川が住宅密集地域である河川では、災害時に消防水利として河川水を活用するなど防災面での河川の利用が図られている。

（河川の利用）

隅田川から後楽橋付近までは台船による輸送が行われているほか、神田川下流部、日本橋川、亀島川においては、観光船の往来がある。また、プレジャーボートや屋形船が神田川下流や亀島川に係留されている。これらのうち放置船舶については、洪水時の流水の阻害や航行する他船舶への障害、係留場所の私有化などの問題が生じている。

水面交通については、阪神淡路大震災で物資輸送に有効な機能を果たし新しい利用面として期待される。そこで、災害時の物資の輸送や救助等のライフラインの確保のための船着場として、**神田川で2施設、日本橋川で4施設整備済みであるほか、新たに神田川及び日本橋川で各1施設の整備が計画されている。**

表2-5 神田川流域の防災船着場

整備済	神田川	市兵衛河岸防災船着場
		和泉橋防災船着場
	日本橋川	常盤橋防災船着場
		新三崎橋防災船着場
		千代田区庁舎前防災船着場
計画	神田川	外神田一丁目防災船着場 (仮称)
	日本橋川	鎌倉河岸防災船着場

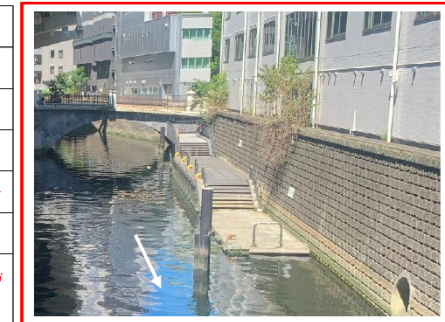


写真2-7 日本橋川 常盤橋防災船着場
(平成12年7月完成)

また、河川敷地占用許可準則に規定される都市・地域再生等利用区域の制度を活用して、水辺で飲食等を楽しむことができる川床「かわてらす®」が設置されるなど、水辺空間を利用したにぎわいの創出も進められている。

さらに、神田川など沿川が住宅密集地域である河川では、災害時に消防水利として河川水を活用するなど防災面での河川の利用が図られている。

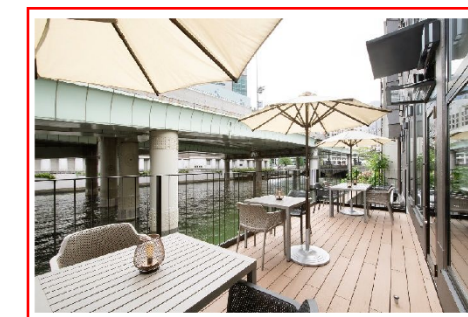


写真2-8 「かわてらす®」の設置事例

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

（河川の生態系）

神田川流域における主な生物調査として、都が実施している「河川水辺の国勢調査」がある。これらの調査結果をまとめたものを表2-5に示す。

【魚類】

コイ（飼育型）、オイカワ、モツゴ等の画一的な都市河川でも生息できる種や、スズキ、ボラ、スミウキゴリ等の汽水・海水魚などが確認されている。希少種[※]として、ドジョウ、ピリンゴ、アベハゼ、アシシロハゼ、ヌマチチブが確認されている。またメダカ類も確認されているが、本種は人工的に放流されることの多い種であることから、自然分布種であるかは不明である。外来種としては、特定外来種のオオクチバスとブルーギルが確認されている。

【底生動物類】

エラミミズ、ヌマビル、サホコカゲロウ等の水質汚濁に耐性がある種や、アサリ、イトゴカイ等の汽水域に生息する種、ツルヨシ等の河岸植生にみられるウスイロフトヒゲコカゲロウ、平瀬を中心に広くみられるシロハラコカゲロウ等が確認されている。希少種としては、河口域のヨシ原や泥上に生息するカワグチツボ、植生がある止水環境を好むモノアラガイ、ホソミオツネトンボ、河川の中・下流域に広く生息するテナガエビ、スジエビ、モクズガニ、汽水域に生息するシラタエビ、エドガワミズゴマツボが確認されている。外来種としては、アメリカザリガニ、コウロエンカワヒバリガイ、イガイダマシ等が確認されている。

【植物】

セリ、ヒメガマ、クサヨシ、ツルヨシ等の湿性植物、川辺によく見られるヌルデ、アカメガシワ等の先駆性樹種、ムクノキ、エノキ、ケヤキ等の落葉広葉樹、キンシバイ、セイヨウフウチョウソウ、ヒメツルソバ、ハゼラン等の逸出種、ヨモギ、エノコログサ、オッタチカタバミ、ウスベニチチコグサ等の路傍雑草が確認されている。希少種としては、ツル植物のウマノスズクサや、湿性植物のミズハコベ、カワヂシャ、ナガエミクリ等が確認されている。外来種としては、木本のハリエンジュのほか、オランダガラシ、メリケンガヤツリ等の大型水生植物、オオフサモ等の湿性植物、セイトカアワダチソウ、アレチウリ、アメリカセンダングサ、オオカワヂシャ、オオブタクサ等の草本が確認されている。

【鳥類】

ゴイサギ、コサギ等のサギ類、カルガモ、マガモ、オナガガモ等のカモ類、ユリカモメ等のカモメ類等の水鳥、ツバメ、ハクセキレイ、シジュウカラ、カワラバト(ドバト)、ヒヨドリ、ハシブトガラス等の都市鳥が比較的多く確認されている。希少種としてはコサギ、オシドリ、ヤマガラ、カワセミのほか、冬鳥として主に海に渡来する海ガモのスズガモ等が確認されている。

※「東京都の保護上重要な野生動物種(本土部)解説版」掲載種もしくは環境省第4次レッドリスト掲載種を指す

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

（河川の生態系）

神田川流域における主な生物調査として、都が実施している「河川水辺の国勢調査」がある。この調査結果をまとめたものを表2-6に示す。

【魚類】

コイ（飼育型）、オイカワ、モツゴ等の画一的な都市河川でも生息できる種やスズキ、ボラ、スミウキゴリ等の汽水・海水魚などが確認されている。希少種^{※1}としては、ドジョウ、ピリンゴ、アベハゼ、アシシロハゼ、ヌマチチブが確認されている。またメダカ類も確認されているが、本種は人工的に放流されることの多い種であることから、自然分布種であるかは不明である。外来種^{※2}としては、特定外来生物のオオクチバスとブルーギルが確認されている。

【底生動物類】

ヌマビル、サホコカゲロウ等の水質汚濁に耐性がある種やアサリ、イトゴカイ等の汽水域に生息する種、ツルヨシ等の河岸植生にみられるウスイロフトヒゲコカゲロウ、平瀬を中心に広くみられるシロハラコカゲロウ等が確認されている。希少種としては、河口域のヨシ原や泥上に生息するカワグチツボ、植生がある止水環境を好むモノアラガイ、ホソミオツネトンボ、河川の中・下流域に広く生息するテナガエビ、スジエビ、モクズガニ、汽水域に生息するシラタエビ、エドガワミズゴマツボが確認されている。外来種としては、コウロエンカワヒバリガイ、イガイダマシ等のほか、条件付特定外来生物に指定されているアメリカザリガニが確認されている。

【植物】

セリ、ヒメガマ、クサヨシ、ツルヨシ等の湿性植物、川辺によく見られるヌルデ、アカメガシワ等の先駆性樹種、ムクノキ、エノキ、ケヤキ等の落葉広葉樹、キンシバイ、セイヨウフウチョウソウ、ヒメツルソバ、ハゼラン等の逸出種、ヨモギ、エノコログサ、オッタチカタバミ、ウスベニチチコグサ等の路傍雑草が確認されている。希少種としては、ツル植物のウマノスズクサや、湿性植物のミズハコベ、カワヂシャ、ナガエミクリ等が確認されている。外来種としては、木本のハリエンジュのほか、オランダガラシ、メリケンガヤツリ等の大型水生植物、オオフサモ等の湿性植物、セイトカアワダチソウ、アレチウリ、アメリカセンダングサ、オオカワヂシャ、オオブタクサ等の草本が確認されている。

【鳥類】

ゴイサギ、コサギ等のサギ類、カルガモ、マガモ、オナガガモ等のカモ類、ユリカモメ等のカモメ類等の水鳥、ツバメ、ハクセキレイ、シジュウカラ、カワラバト(ドバト)、ヒヨドリ、ハシブトガラス等の都市鳥が比較的多く確認されている。希少種としてはコサギ、オシドリ、ヤマガラ、カワセミのほか、冬鳥として主に海に渡来する海ガモのスズガモ等が確認されている。

※1「東京都レッドデータブック（木上部）2023」掲載種もしくは「環境省レッドリスト2020」掲載種を指す
 ※2「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」掲載種を指す

表2-5 主な生物確認状況

分類	本川		支川			
	神田川	善福寺川	妙正寺川	日本橋川	亀島川	
魚類	コイ（劇毒種）、オイカワ、モツゴ、ボラ、スミウキゼリ、ビリンゴ、アヘハゼ、アシシロハゼ、ヌマギテ、オオクチバス、ブルーギル等	モツゴ、メダカ（劇毒種）、ドジョウ、ミナミメダカ等	トウヨシノボリ類、ドジョウ等	スズキ、ボラ、マハゼ、シモフリシマハゼ、コイ（劇毒種）、ビリンゴ、アシシロハゼ、アヘハゼ、ヌマギテ等	サツバ、コノシロ、ボラ、スズキ、マハゼ、マルダ、アヘハゼ、ヌマギテ等	
底生動物類	アザリ、イトゴカイ、エラミミズ、ヌマヒル、オホコガロウ、モノアラガイ、テナガエビ、スジエビ、シラタネビ、モトスガニ、ホソミオツネントシボ、アメリカザリガニ等	ヌマヒル、ミズムシ（川）、オホコガロウ、ウスイロフトヒゲコガロウ、シロハラコガロウ、アメリカザリガニ等	シマシシビル、ミズムシ（甲）、オホコガロウ、シロハラコガロウ等	ヤマトカワビガイ、ヤマトスズキ、ニッポンドコロコビ、カワガサツボ、スジエビ、ユビナガスジエビ、コウロエンカワヒバリガイ、イガイダマシ等	タマキビガイ、ヤマトカワビガイ、ニッポンドコロコビ、タカノアサギソコビ、エトガリミズボウツボ、コウロエンカワヒバリガイ、イガイダマシ、タテジマフジツボ等	
植物	クサヨシ、ツルヨシ、ヌルギ、アカメガシラ、ムクノキ、コノキ、キンシバイ、セイヨウフウチョウソウ、ウマノスズクサ、カリヂシャ、ミタリ、ハリコング、オランダガラシ、メリケンガヤツリ、オオカワヂシャ、オオバタタリ等	セリ、ヒメギマ、アカメガシラ、ヤマグリ、コノキ、ケヤキ、ハゼラン、オオアレチノギク、ナガエミタリ、カリヂシャ、エゾノギンギク、ヒメツルソバ、オオバササキ等	セリ、アゼチ、アカメガシラ、ウラジロチチコグサ、メヒシバ、トマト、メマツヨイグサ、ミスハコベ、カワヂシャ、オランダガラシ、オオバタタリ、ヒメツルソバ等	オオバササキ、ウスベニチチコグサ、レンギョウ、メマツヨイグサ、トウネズミモチ、セイタカアワダチソウ、フシジクツボ等	ケキツネノボタン、タネツケバシ、ヨモギ、コノコグサ、アサギマ、アレチウリ、アメリカセンダングサ、ツルコチコチツボ等	
鳥類	マガモ、カルガモ、キンクロハジロ、ユリカモメ、ツバメ、キセキレイ、ゴイサギ、コサギ、オシドリ、ヤマザシ等	カルガモ、オナガガモ、ツバメ、キセキレイ、シジュウカラ、コサギ、カリネミ等	カルガモ、コガモ、オナガガモ、ツバメ、ハクセキレイ、シジュウカラ等	カワウ、カルガモ、オナガガモ、ユリカモメ、ヒヨドリ、スズガモ等	カワウ、カルガモ、オナガガモ、ユリカモメ、ヒヨドリ、スズガモ等	
両生類・爬虫類・哺乳類	アズマヒキザル、ニホシヤベリ、コホントカガ、トブネズミ、ミシシッピアカミミガメ等	クサガメ、アオダイショウ等	ヒナコウモリ科	-	クサガメ	
陸上昆虫類	ジョロウグモ、コシアキトンボ、ハマハシムシ、ツマダロヒヨウモン、カワムサヒメテントウ、ニレハムシ、モノサシトンボ、ハダコトンボ、アカボシヤマガタ等	ササグモ、エンマコロギ、ナシグンバイ、ベニシジミ、ミナミカマバシ、キイロテントウ等	アシナガガメ、アキアカネ、カネタタキ、シロオビノメイガ、ヨモギハムシ、セダコプラハバチ等	アリダネ、アキアカネ、ハマハシムシ、カネタタキ、キゴシハナアブ、アオドワガネ、ホソミオツネントシボ等	マミジロハエトリ、ハラウカメコオボシ、チキドクガ、オオハナアブ、コブマルニシヤコガネ、オオハラアヒ等	

注1) 青字は「東京都の保護上重要な野生生物種（木上部）－東京都レッドリスト（木上部）2020年版」掲載種もしくは「環境省レッドリスト2020の公表について」掲載種、赤字は「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」掲載種

（河川の親水性）

近年、河川のもつレクリエーションや防災、環境、舟運といった都市活動を支える公益的機能が注目され、川は都市の中の貴重なオープンスペースとして見直されるようになった。

神田川流域は、急速に進んだ市街化とともに河川整備が進められた結果、人工的で一様なコンクリート護岸が連続することとなり、植物が生育しにくく、街の景観特性との調和も難しいものになってしまった。護岸や管理用通路の緑化や水辺に近づけるような親水施設が必要と考えられる。

神田川流域でも、哲学堂公園、神田上水公園、江戸川公園などは桜並木が整備されており、良好な景観となっているところもあるが、特に、神田川下流や日本橋川、亀島川では川沿いの管理用通路も少なく、河川に背を向けて立ち並ぶビルや河川の上を覆う高速道路により、川は人々から忘れられた存在になっている。このため、人々を水辺に引き寄せる川沿いの管理用通路や活動拠点を整備して、人々の川への関心を高め、川の存在感を向上させることが重要である。

しかし、現況では川沿いのオープンスペースが殆どないため、既存の川沿いの公園等との一体的な親水整備だけでなく、沿川の再開発や道路等公共施設の整備などまちづくりと連携して河川

表2-6 主な生物確認状況

分類	本川		支川			
	神田川	善福寺川	妙正寺川	日本橋川	亀島川	
魚類	コイ（劇毒種）、オイカワ、モツゴ、ボラ、スミウキゼリ、ビリンゴ、アヘハゼ、アシシロハゼ、ヌマギテ、オオクチバス、ブルーギル等	モツゴ、メダカ（劇毒種）、ドジョウ、ミナミメダカ等	トウヨシノボリ類、ドジョウ等	スズキ、ボラ、マハゼ、シモフリシマハゼ、コイ（劇毒種）、ビリンゴ、アシシロハゼ、アヘハゼ、ヌマギテ等	サツバ、コノシロ、ボラ、スズキ、マハゼ、マルダ、アヘハゼ、ヌマギテ等	
底生動物類	アザリ、イトゴカイ、エラミミズ、ヌマヒル、オホコガロウ、モノアラガイ、テナガエビ、スジエビ、シラタネビ、モトスガニ、ホソミオツネントシボ、アメリカザリガニ等	ヌマヒル、ミズムシ（川）、オホコガロウ、ウスイロフトヒゲコガロウ、シロハラコガロウ、アメリカザリガニ等	シマシシビル、ミズムシ（甲）、オホコガロウ、シロハラコガロウ等	ヤマトカワビガイ、ヤマトスズキ、ニッポンドコロコビ、カワガサツボ、スジエビ、ユビナガスジエビ、コウロエンカワヒバリガイ、イガイダマシ等	タマキビガイ、ヤマトカワビガイ、ニッポンドコロコビ、タカノアサギソコビ、エトガリミズボウツボ、コウロエンカワヒバリガイ、イガイダマシ、タテジマフジツボ等	
植物	クサヨシ、ツルヨシ、ヌルギ、アカメガシラ、ムクノキ、コノキ、キンシバイ、セイヨウフウチョウソウ、ウマノスズクサ、カリヂシャ、ミタリ、ハリコング、オランダガラシ、メリケンガヤツリ、オオカワヂシャ、オオバタタリ等	セリ、ヒメギマ、アカメガシラ、ヤマグリ、コノキ、ケヤキ、ハゼラン、オオアレチノギク、ナガエミタリ、カリヂシャ、エゾノギンギク、ヒメツルソバ、オオバササキ等	セリ、アゼチ、アカメガシラ、ウラジロチチコグサ、メヒシバ、トマト、メマツヨイグサ、ミスハコベ、カワヂシャ、オランダガラシ、オオバタタリ、ヒメツルソバ等	オオバササキ、ウスベニチチコグサ、レンギョウ、メマツヨイグサ、トウネズミモチ、セイタカアワダチソウ、フシジクツボ等	ケキツネノボタン、タネツケバシ、ヨモギ、コノコグサ、アサギマ、アレチウリ、アメリカセンダングサ、ツルコチコチツボ等	
鳥類	マガモ、カルガモ、キンクロハジロ、ユリカモメ、ツバメ、キセキレイ、ゴイサギ、コサギ、オシドリ、ヤマザシ等	カルガモ、オナガガモ、ツバメ、ハクセキレイ、シジュウカラ、コサギ、カリネミ等	カルガモ、コガモ、オナガガモ、ツバメ、ハクセキレイ、シジュウカラ等	カワウ、カルガモ、オナガガモ、ユリカモメ、ヒヨドリ、スズガモ等	カワウ、カルガモ、オナガガモ、ユリカモメ、ヒヨドリ、スズガモ等	
両生類・爬虫類・哺乳類	アズマヒキザル、ニホシヤベリ、コホントカガ、トブネズミ、ミシシッピアカミミガメ等	クサガメ、アオダイショウ等	ヒナコウモリ科	-	クサガメ	
陸上昆虫類	ジョロウグモ、コシアキトンボ、ハマハシムシ、ツマダロヒヨウモン、カワムサヒメテントウ、ニレハムシ、モノサシトンボ、ハダコトンボ、アカボシヤマガタ等	ササグモ、エンマコロギ、ナシグンバイ、ベニシジミ、ミナミカマバシ、キイロテントウ等	アシナガガメ、アキアカネ、カネタタキ、シロオビノメイガ、ヨモギハムシ、セダコプラハバチ等	アリダネ、アキアカネ、ハマハシムシ、カネタタキ、キゴシハナアブ、アオドワガネ、ホソミオツネントシボ等	マミジロハエトリ、ハラウカメコオボシ、チキドクガ、オオハナアブ、コブマルニシヤコガネ、オオハラアヒ等	

注1) 青字は「東京都レッドデータブック（木上部）2023」掲載種もしくは「環境省レッドリスト2020」掲載種、赤字は「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」掲載種

（河川の親水性）

近年、河川のもつレクリエーションや防災、環境、舟運といった都市活動を支える公益的機能が注目され、川は都市の中の貴重なオープンスペースとして見直されるようになった。

神田川流域は、急速に進んだ市街化とともに河川整備が進められた結果、人工的で一様なコンクリート護岸が連続することとなり、植物が生育しにくく、街の景観特性との調和も難しいものになっている。このため、護岸や管理用通路の緑化や水辺に近づけるような親水施設の整備が必要となっている。

神田川流域でも、哲学堂公園、神田上水公園、江戸川公園などは桜並木が整備されており、良好な景観となっているところがある。一方で、神田川下流や日本橋川、亀島川では川沿いの管理用通路も少なく、河川に背を向けて立ち並ぶビルや河川の上を覆う高速道路により、川は人々から忘れられた存在になっている。このため、人々を水辺に引き寄せる川沿いの管理用通路や活動拠点を整備して、人々の川への関心を高め、川の存在感を向上させることが重要である。

しかし、現況では川沿いのオープンスペースが殆どないため、既存の川沿いの公園等との一体的な親水整備だけでなく、沿川の再開発や道路等公共施設の整備などまちづくりと連携して河川

との一体整備を進めることが効果的である。このためには、川とまちの結びつきを強化し、川に向かったまちの形成を誘導するための諸方策や体制を整備する必要がある。

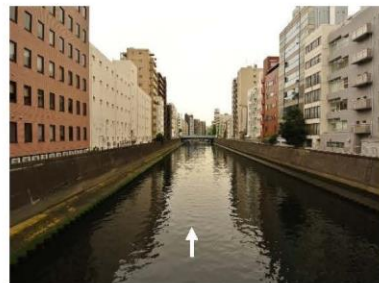
もちろん、人々を川に引き寄せるためにも現在の神田川下流や日本橋川、亀島川の底質や水質を改善し、生態系や緑を回復・創出して、水辺の魅力を向上させることが必要である。また、人々の関心が川に注がれることによって、自然環境や景観の改善の動きが促進されることも期待できる。



神田上水公園（神田川）



哲学堂公園（妙正寺川）



神田川美倉橋付近



妙正寺川落合橋付近

図2-16 現在の水辺空間

との一体整備を進めることが効果的である。このためには、川とまちの結びつきを強化し、川に向かったまちの形成を誘導するための諸方策や体制を整備する必要がある。

人々を川に引き寄せるために、現在の神田川下流や日本橋川、亀島川の底質や水質を改善し、生態系や緑を回復・創出して、水辺の魅力を向上させることが必要である。また、人々の関心が川に注がれることによって、自然環境や景観の改善の動きが促進されることも期待できる。



写真2-9 現在の水辺空間

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

（将来像）

本計画の対象河川は、さまざまな都市機能が集中する首都東京を支える基盤として、洪水や高潮などによる災害から都民の生命や財産などを守る大きな役割を担っている。そのため、将来的には流域全体で1時間あたり100mm規模の降雨に対応できるよう治水水準の向上を図る。また、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P.+5.1m）に対応できるよう、対策を進め、都民が安心して生活できる川を目指していく。

さらに、各々の川がそれぞれの地域に活着していることを踏まえ、その地域の個性を活かしたものとすることが必要である。このため、地域の人々との協力を通して、「地域に活きた親しめる川の復活」を進め、望ましい川の姿を実現していく。

（計画の基本理念）

本計画の対象河川は高度に市街化された地区を流れる都市河川であることを考慮し、治水上の安全性を確保するとともに、地域住民と協働して河川環境の向上に努めた川づくりをすすめていくことを基本としていくことが重要である。

このことから、「首都東京の顔にふさわしい、人・生きものが集い、親しめる、地域に活きた川に再生し、東京に魅力と活力を与える」を本河川整備計画の基本理念として定める。

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

（将来像）

本計画の対象河川は、さまざまな都市機能が集中する首都東京を支える基盤として、洪水や高潮などによる災害から都民の生命や暮らしなどを守る大きな役割を担っている。そのため、将来的には流域全体で**気候変動を踏まえた年超過確率 1/50～1/100**規模の降雨に対応できるよう治水水準の向上を図る。また、**気候変動を考慮した**昭和34年の伊勢湾台風級の台風が、東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P.+5.7m）に対応できるよう、対策を進め、都民が安心して生活できる川を目指していく。

さらに、各々の川がそれぞれの地域に活着していることを踏まえ、その地域の個性を活かしたものとすることが必要である。このため、地域の人々との協力を通して、「地域に活きた親しめる川の復活」を進め、望ましい川の姿を実現していく。

（計画の基本理念）

本計画の対象河川は高度に市街化された地区を流れる都市河川であることを考慮し、治水上の安全性を確保するとともに、地域住民と協働して河川環境の向上に**向けた**川づくりをすすめていくことが重要である。

このことから、「首都東京の顔にふさわしい、人・生きものが集い、親しめる、地域に活きた川に再生し、東京に魅力と活力を与える」を本河川整備計画の基本理念として定める。

第1節 計画対象区間、施設及び計画対象期間

本河川整備計画における整備、維持管理の対象区間及び対象施設は、表3-1に示す法定河川全区間と調節池等の河川管理施設とする。

また、対象期間は概ね30年間とする。

ただし、本計画については、洪水等に対する整備水準の見直し、流域の社会状況等の変化、水質など自然状況の変化や新たな知見、技術革新などにより計画期間内であっても必要に応じて改訂していくものとする。

表 3-1 河川整備計画対象区間

河川名	河川延長	対象区間	
		下流端	上流端
神田川	24.6km	台東区柳橋一丁目 (隅田川合流点)	三鷹市井の頭三丁目 (一級指定区間上流端)
善福寺川	10.5km	杉並区和田一丁目 (神田川合流点)	杉並区善福寺二丁目 (一級指定区間上流端)
妙正寺川	9.7km	新宿区下落合一丁目 (神田川合流点)	杉並区清水三丁目 (一級指定区間上流端)
江古田川	1.6km	中野区松が丘二丁目 (妙正寺川合流点)	中野区江古田三丁目 (一級指定区間上流端)
日本橋川	4.8km	中央区日本橋箱崎町 (隅田川合流点)	千代田区飯田橋三丁目 (神田川分派点)
亀島川	1.1km	中央区新川二丁目 (隅田川合流点)	中央区日本橋茅場町一丁目 (日本橋川分派点)

第1節 計画対象区間、施設及び計画対象期間

本河川整備計画における整備、維持管理の対象区間及び対象施設は、表3-1に示す法定河川全区間と調節池等の河川管理施設とする。

また、対象期間は概ね30年間とする。

ただし、本計画については、洪水等に対する整備水準の見直し、流域の社会状況等の変化、水質など自然状況の変化や新たな知見、技術革新などにより計画期間内であっても必要に応じて改定していくものとする。

表 3-1 河川整備計画対象区間

河川名	河川延長	対象区間	
		下流端	上流端
神田川	24.6km	台東区柳橋一丁目 (隅田川合流点)	三鷹市井の頭三丁目 (一級指定区間上流端)
善福寺川	10.5km	杉並区和田一丁目 (神田川合流点)	杉並区善福寺二丁目 (一級指定区間上流端)
妙正寺川	9.7km	新宿区下落合一丁目 (神田川合流点)	杉並区清水三丁目 (一級指定区間上流端)
江古田川	1.6km	中野区松が丘二丁目 (妙正寺川合流点)	中野区江古田三丁目 (一級指定区間上流端)
日本橋川	4.8km	中央区日本橋箱崎町 (隅田川合流点)	千代田区飯田橋三丁目 (神田川分派点)
亀島川	1.1km	中央区新川二丁目 (隅田川合流点)	中央区日本橋茅場町一丁目 (日本橋川分派点)

第2節 洪水、津波、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項

（洪水対策）

神田川流域では従来から浸水被害が頻発していたが、近年ヒートアイランド現象等大都市特有の気象条件から、集中豪雨が多発傾向にある。また、神田川の各河川は高度に市街化された地区を流下することから、一度河川が氾濫すると甚大な浸水被害が発生する。

本計画では、平成24年11月に示した「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」に基づき、年超過確率1/20の規模の降雨^{※1}に対応するため、河川への流出を抑制する流域対策の効果を見込んだうえで、河道や洪水を貯める調節池を整備する。

実施にあたっては、現況河川の状態や周辺環境に配慮し、図3-1に示す各河川の計画流量の確保を目指す。また、流域から河川への流出を抑制するために、雨水貯留浸透施設の設置を推進し、総合的な治水対策を図る。

※毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/20（5%）であることを示す。気象庁東京管区気象台の実績降雨から推計すると、1時間あたり75mm以上となる。（昭和2年～平成22年の観測データから推計）

（高潮対策）

高潮による災害発生の防止又は軽減に対しては、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P. +5.1m）に対して、安全であることを目標とする。

（地震水害対策）

将来にわたって考えられる最大級の強さをもつ地震に対して、堤防と水門の機能を保持し、津波等による浸水を防ぐために、耐震・耐水対策事業により、堤防や水門の耐震性を確保していき、また、水門については耐水性[※]も合わせて確保していく。なお、平成24年4月に東京都防災会議が「首都直下地震等による東京の被害想定」において示した想定津波高より計画高潮位が高いため、津波に対する堤防のさらなるかさ上げ等の対策は行わない。

※耐水性の確保…水門・排水機場等の施設は門扉の開閉装置や排水ポンプなど、多くの電気、機械設備で構成されており、これらの設備が浸水した場合、施設の機能が失われる可能性が高い。

耐水性の確保とは、設備の設置位置を高くすること（高設置化）や、水密化を行うことで、万一浸水した場合にも施設の機能を維持することをいう。

第2節 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

（洪水対策）

神田川流域では従来から浸水被害が頻発していたが、近年ヒートアイランド現象等大都市特有の気象条件から、集中豪雨が多発傾向にある。また、神田川の各河川は高度に市街化された地区を流下することから、一度河川が氾濫すると甚大な浸水被害が発生する。

これまで、平成24年11月に示した「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」に基づき、年超過確率1/20規模の降雨^{※1}に対応するため、河川への流出を抑制する流域対策の効果を見込んだ上で、河道や洪水を貯める調節池の整備を進めてきた。

本計画では、令和5年12月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」に基づき、河川への流出を抑制する流域対策を含めて気候変動を踏まえた年超過確率1/20（CC1/20）規模の降雨^{※2}に対応するため、河川施設の整備を進めていく。

実施に当たっては、現況河川の状態や周辺環境に配慮し、図3-1に示す各河川の計画流量の確保を目指す。また、流域から河川への流出を抑制するために、雨水貯留浸透施設の設置を推進し、総合的な治水対策を図る。

※1「年超過確率1/20」とは、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/20（5%）であることを示している。なお、確率雨量は、気象庁東京管区気象台の実績降雨データ（昭和2年～平成22年）から算出した。

※2「気候変動を踏まえた年超過確率1/20規模の降雨」は、気象庁東京管区気象台の実績降雨データ（昭和2年～平成22年）から確率雨量を算出の上、降雨量変化倍率（1.1倍）を乗じて設定した。なお、以降は「CC1/20規模の降雨」と略記する。

CC：Climate Change（気候変動）

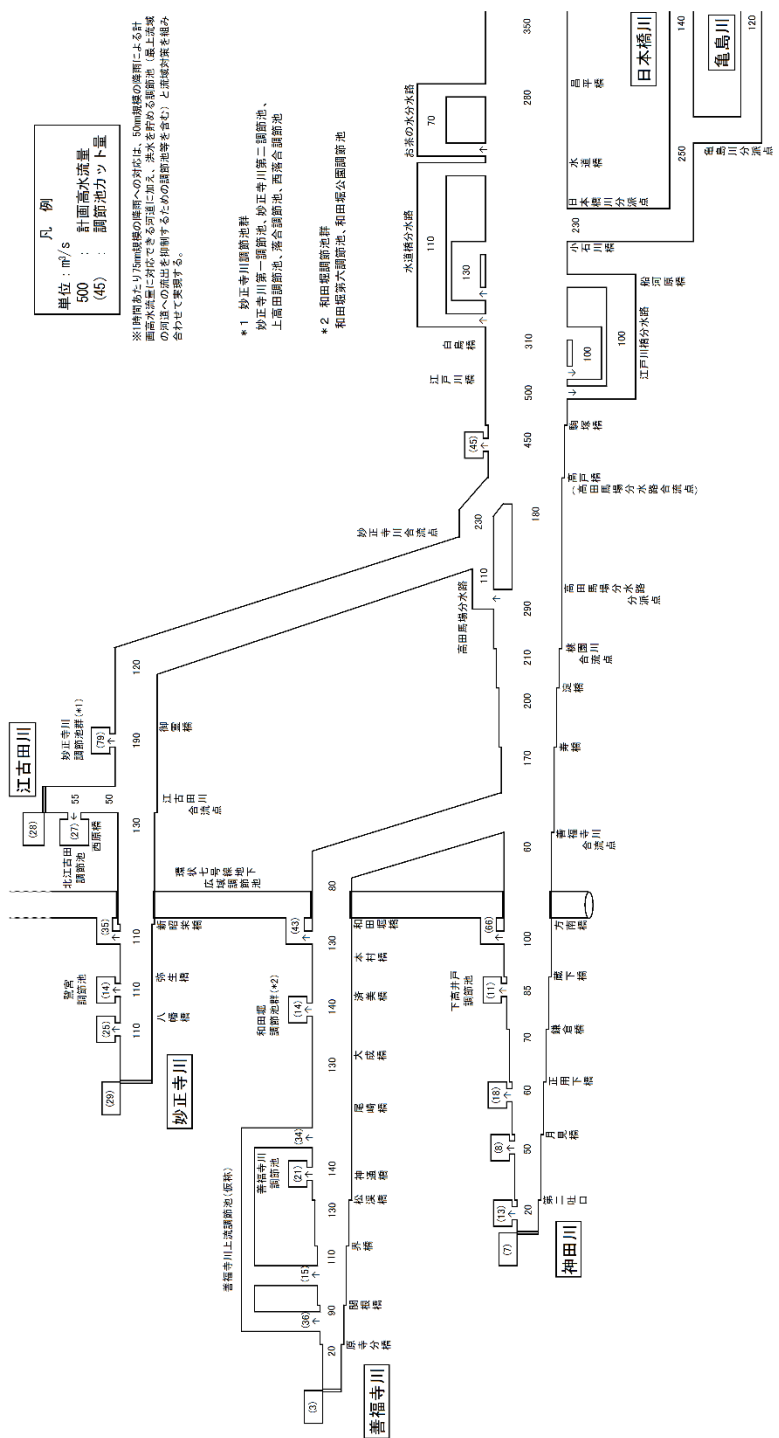


図 3-1 計画流量配分図

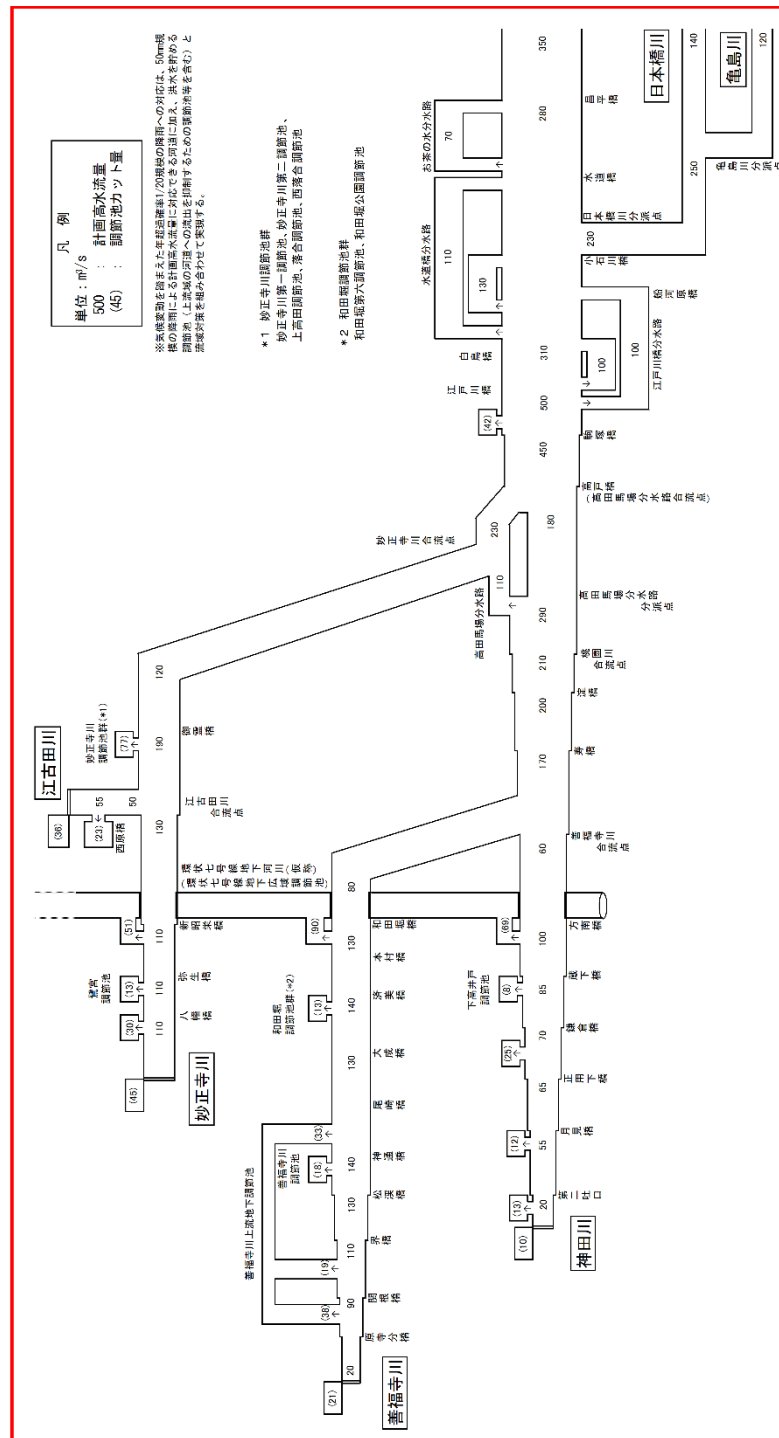


図 3-1 計画流量配分図

（高潮対策）

高潮による災害発生の防止又は軽減に対しては、これまで伊勢湾台風級の高潮（A.P.+5.1m）に対して安全であることを目標としてきた。

本計画では、令和7年3月に策定した「河川における高潮対策整備方針」に基づき、気候変動を考慮した伊勢湾台風級の台風が、東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P.+5.7m^{*1}）に対して、安全であることを目標とする。

※1 気候変動に関する予測を基に、将来想定される海面上昇や台風の強大化を考慮して設定した計画高潮位

（耐震・耐水対策）

将来にわたって考えられる最大級の地震動に対して、防潮堤等と水門の機能を保持し、津波等による浸水を防止し、さらには地震後に高潮が発生した場合にも備えるため、防潮堤等や水門の耐震性を確保していく。また、水門については耐水性^{*2}も合わせて確保していく。

なお、平成24年4月に東京都防災会議が「首都直下地震等による東京の被害想定」において示した想定津波高より計画高潮位が高いため、津波に対する堤防のさらなる高上げ等の対策は行わない。

※2 耐水性の確保…水門・排水機場等の施設は門扉の開閉装置や排水ポンプなど、多くの電気、機械設備で構成されており、これらの設備が浸水した場合、施設の機能が失われる可能性が高い。
耐水性の確保とは、設備の設置位置を高くすること（高設置化）や、水密化を行うことで、万一浸水した場合にも施設の機能を維持することをいう。

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

水辺空間の魅力を向上するために、人々が集い、賑わいのある水辺空間を形成し、川と地域の人々との係わりをより深く、豊かにする地域に活きた川づくりを目指す。

流水の正常な機能を維持するために必要な水量については、今後、動植物の生息・生育環境、流水の清潔の保持、良好な河川景観の確保などの観点を踏まえた必要な流量の設定に努めていく。

さらに、地元自治体等と協力し、消防機関や自主防災組織等が河川水を災害時に消火用水として活用できるよう支援していく。

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川周辺の街並みや緑地等と一体となった河川景観・親水空間の保全・創出に努めていく。

また、神田川流域の各河川は住宅密集地域の中を流れており、生物にとって貴重な空間であることから、動植物が生息・生育・繁殖しやすい河川環境を形成し、本来の川らしい自然環境の保全・再生を目指していく。

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

水辺空間の魅力を向上するために、人々が集い、賑わいのある水辺空間を形成し、川と地域の人々との係わりをより深く、豊かにする地域に活きた川づくりを目指す。

流水の正常な機能を維持するために必要な水量については、今後、動植物の生息・生育・**繁殖**環境、流水の清潔の保持、良好な河川景観の確保などの観点を踏まえた必要な流量の設定に努めていく。

さらに、地元自治体等と協力し、消防機関や自主防災組織等が河川水を災害時に消火用水として活用できるよう支援していく。

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川周辺の街並みや緑地等と一体となった河川景観・親水空間の保全・創出に努めていく。

また、神田川流域の各河川は住宅密集地域の中を流れており、生物にとって貴重な空間であることから、動植物が生息・生育・繁殖しやすい河川環境を形成し、本来の川らしい自然環境の保全・再生を目指していく。

なお、「生物の生息・生育・繁殖の場」に関する定量的な目標は、都の都市河川の特徴を踏まえ、治水と環境の両立を図りながら目標を設定する必要がある。このため、有識者等の意見も踏まえて検討を進め、今後の河川整備計画の変更にあわせて定めるものとする。

第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

（1）洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

（河川工事の目的、種類及び施行の場所）

年超過確率 1/20 の規模の降雨に対応するため、流域内で実施される河川への雨水流出抑制対策（1時間あたり約 10mm 規模の降雨に相当する流域対策）の効果を見込んだうえで、河川を流れる洪水に対処することとし、以下の整備を実施する。

- ①河道拡幅、河床掘削、自然環境に配慮した整備
- ②調節池の整備

また、高潮対策対象区間においては、昭和 34 年の伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだ時に発生する高潮（A.P.+5.1m）に対応できるようにすることを目的とし、以下の整備を実施する。

- ③防潮堤の整備
- ④耐震・耐水対策

なお、神田川流域に整備済みの河川管理施設は、整備計画期間（概ね 30 年）において、老朽化等による機能低下が懸念されるため、施設の改良等を行うとともに、堤防等の質的整備を実施する等、必要に応じて適切な措置を講じる。

① 河道拡幅、河床掘削、自然環境に配慮した整備

河道については1時間あたり 50mm 規模の降雨による計画高水流量を安全に流下させるため、未改修区間の河道の拡幅、河道内の掘削を行う。また、原則として河道整備にあわせて河川管理用通路を設ける。1時間あたり 50mm 規模の降雨による計画高水流量に対応した護岸整備が完了しているが、河床を暫定的に下流の流下能力に見合った高さになっている区間では、下流の河道や調節池の整備にあわせて河床掘削を実施し、流下能力の向上を図っていく。

また、自然環境に配慮した川づくりを行うため、可能な範囲で動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河床整備を行う。落差工の設置にあたっては、魚類の自由な移動を妨げないよう、形状等に配慮していく。特に善福寺川の和田堀公園、善福寺川緑地に面した区間は、公園の景観に配慮した整備を行う。

第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

（1）洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

（河川工事の目的、種類及び施行の場所）

CC1/20 規模の降雨に対応するため、流域内で実施される河川への雨水流出抑制対策の効果を見込んだ上で、河川を流れる洪水に対処することとし、以下の整備を実施する。

- ①河道拡幅、河床掘削、自然環境に配慮した整備
- ②調節池の整備

③地下河川の整備
また、気候変動を踏まえた高潮対策対象区間において、気候変動を考慮した伊勢湾台風級の台風が、東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P.+5.7m）に対応できることを目的とし、以下の整備を実施する。

- ④防潮堤等の整備

さらに、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対応することを目的とし、以下の整備を実施する。

- ⑤耐震・耐水対策

なお、神田川流域に整備済みの河川管理施設は、整備計画期間（概ね 30 年）において、老朽化等による機能低下が懸念されるため、施設の改良等を行うとともに、堤防等の質的整備を実施する等、必要に応じて適切な措置を講じる。

① 河道拡幅、河床掘削、自然環境に配慮した整備

河道については1時間あたり 50mm 規模の降雨による計画高水流量を安全に流下させるため、未改修区間の河道の拡幅、河道内の掘削を行う。また、原則として河道整備にあわせて河川管理用通路を設ける。1時間あたり 50mm 規模の降雨による計画高水流量に対応した護岸整備が完了しているが、河床を暫定的に下流の流下能力に見合った高さになっている区間では、下流の河道や調節池の整備にあわせて河床掘削を実施し、流下能力の向上を図っていく。

また、自然環境に配慮した川づくりを行うため、可能な範囲で動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河床整備を行う。落差工の設置にあたっては、魚類の自由な移動を妨げないよう、形状等に配慮していく。特に善福寺川の和田堀公園、善福寺川緑地に面した区間は、公園の景観に配慮した整備を行う。

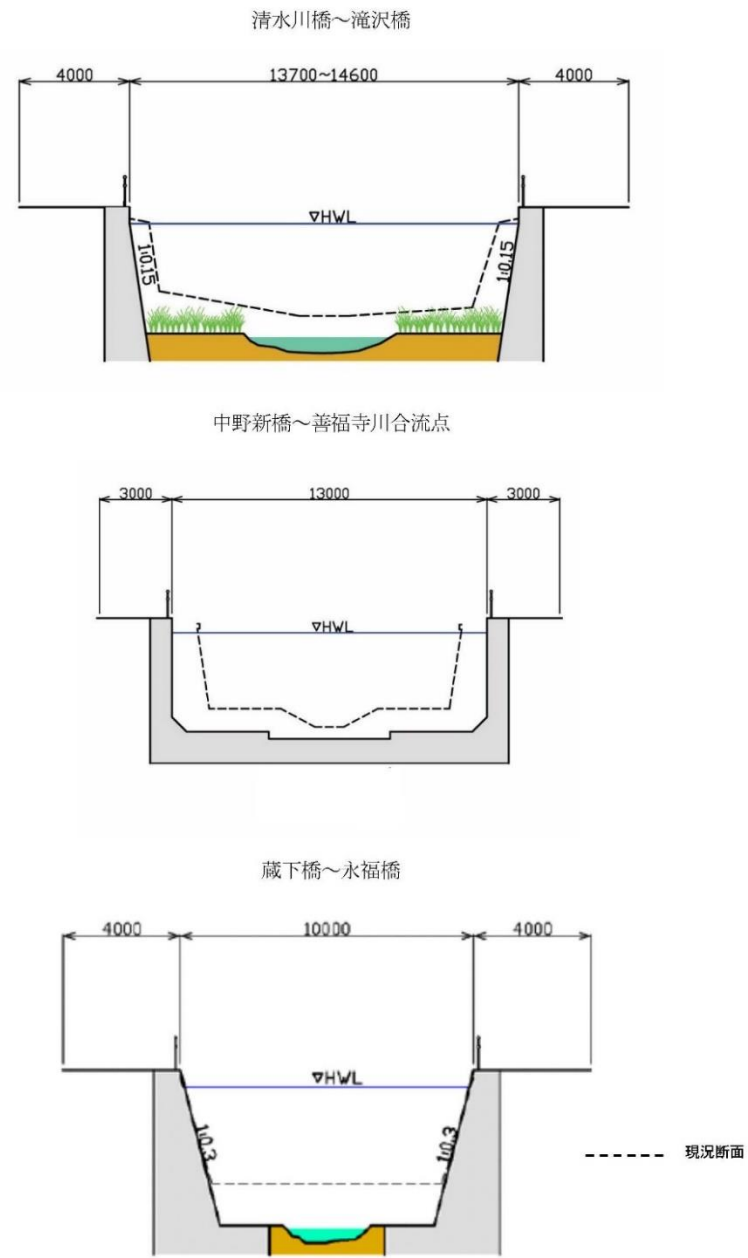


図4-1 標準断面図（神田川）

変更なし

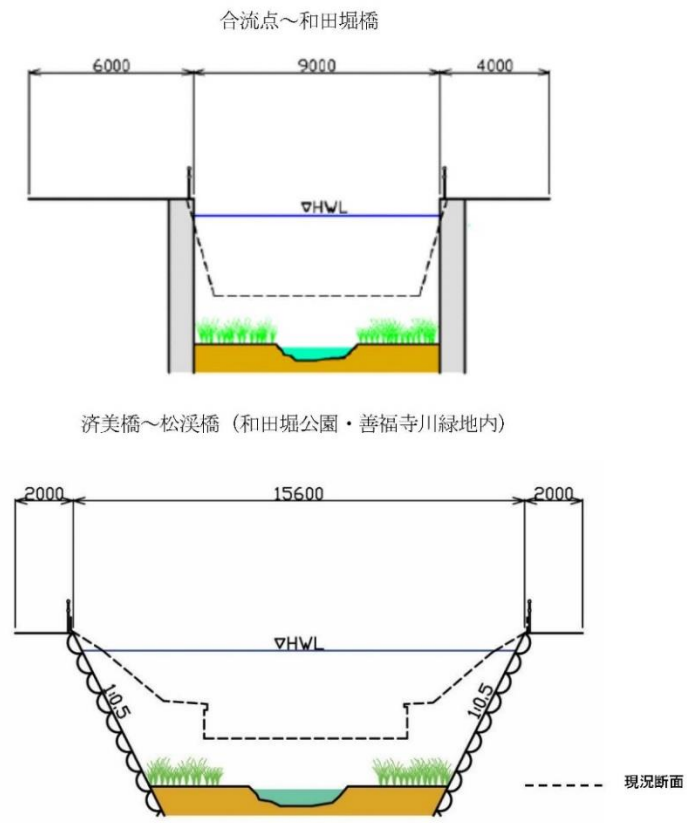
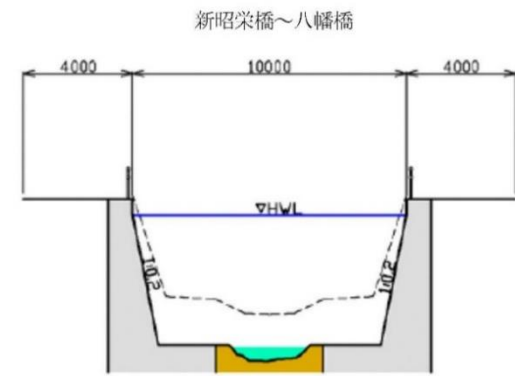


図4-2 標準断面図（善福寺川）

変更なし



八幡橋～妙正寺池

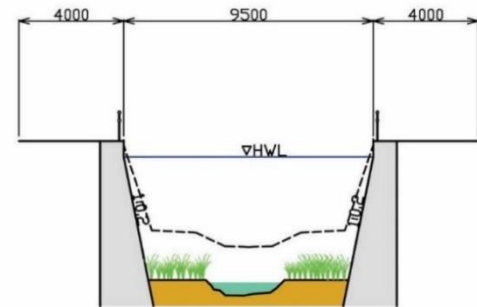


図4-3 標準断面図（妙正寺川）

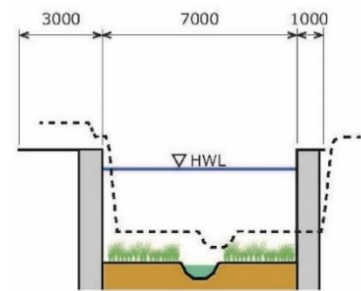


図4-4 標準断面図（江古田川）

----- 現況断面

変更なし

② 調節池の整備

神田川流域の各河川で、今後整備が必要となる調節池を表4-1及び図4-5に示す。

また、既存調節池についても、治水効果を高めるために、必要に応じて取水設備等の改造を行う。

表4-1 神田川流域の調節池計画

番号	河川	位置	調節池容量 (予定)	備考
①	神田川 善福寺川 妙正寺川		約566,000 m ³	環状七号線地下広域調節池 (事業中)
②	神田川	一級終点 ～第二吐口	約50,000 m ³	
③	〃	第二吐口～月見橋	約22,000 m ³	
④	〃	月見橋～正用下橋	約62,000 m ³	
⑤	〃	鎌倉橋～蔵下橋	約30,000 m ³	下高井戸調節池(事業中)
⑥	〃	高戸橋～駒塚橋	約309,000 m ³	
⑦	善福寺川	原寺分橋～関根橋 関根橋～界橋 神通橋～尾崎橋	約300,000 m ³	善福寺川上流調節池(仮称)
⑧	〃	大成橋～済美橋	約17,500 m ³	和田堀公園調節池(事業中)
⑨	妙正寺川・ 江古田川	一級終点～八幡橋	約68,000 m ³	
⑩	〃	江古田川合流点 ～御壺橋	約120,000 m ³	西落合調節池
⑪	〃	下徳田橋～西原橋	約68,000 m ³	

※②～④、⑥～⑦、⑨、⑪については、今後、施設数や配置場所等の施設計画を検討、調整していく。
※上記以外にも、最上流域に調節池等を整備するなどの対応を図る。

1) 環状七号線地下広域調節池

神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を連結するトンネル式の調節池を新規に整備し、一体化した調節池全体を環状七号線地下広域調節池とする。完成後は、神田川、善福寺川、妙正寺川、石神井川、白子川から取水を行う。

2) 下高井戸調節池

神田川の方南橋から永福橋の区間については、神田川・環状七号線地下調節池の整備後に下流から河道拡幅を進めているが、完成までには長期間を要する。そこで、永福橋上流の公園用地に調節池を設置し、下流の未整備区間の治水安全度を早期に向上させるとともに、上流の河

② 調節池の整備

神田川流域の各河川で、今後整備が必要となる調節池を表4-1及び図4-5に示す。

また、既存調節池についても、治水効果を高めるために、必要に応じて取水設備等の改造を行うなど、**既存ストックを最大限有効活用していく。**

表4-1 神田川流域の調節池計画

番号	河川	位置	調節池容量 (予定)	備考
①	神田川 善福寺川 妙正寺川		約566,000 m ³	環状七号線地下広域調節池 (事業中)
②	神田川	一級終点 ～第二吐口	約52,000 m ³	
③	〃	第二吐口～月見橋	約36,000 m ³	
④	〃	正用下橋～鎌倉橋	約101,000 m ³	
⑤	〃	鎌倉橋～蔵下橋	約30,000 m ³	下高井戸調節池(事業中)
⑥	〃	駒塚橋～江戸川橋	約307,000 m ³	
⑦	善福寺川	原寺分橋～関根橋 関根橋～界橋 神通橋～尾崎橋	約300,000 m ³	善福寺川上流地下調節池 (事業中)
⑧	妙正寺川・ 江古田川	一級終点～八幡橋	約39,000 m ³	
⑨	〃		約68,000 m ³	妙正寺川上流調節池(仮称) (事業中)
⑩	〃	江古田川合流点 ～御壺橋	約120,000 m ³	西落合調節池
⑪	〃	下徳田橋～西原橋	約45,000 m ³	

※①については、環状七号線地下河川(仮称)の一部である。
※②～④、⑥、⑧、⑩、⑪については、施設数や配置場所等の施設計画を今後検討、調整していく。
検討の際には、既存調節池を含む複数の調節池の連結によるネットワーク化等についても考慮していく。
※今後の検討や状況の変化等により、必要に応じて計画の改定を行っていくものとする。
※上記以外にも、上流域に調節池等を整備するなどの対応を図る。

1) 環状七号線地下広域調節池

神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を連結するトンネル式の調節池を整備し、一体化した調節池全体を環状七号線地下広域調節池とする。完成後は、神田川、善福寺川、妙正寺川、石神井川、白子川から取水を行う。

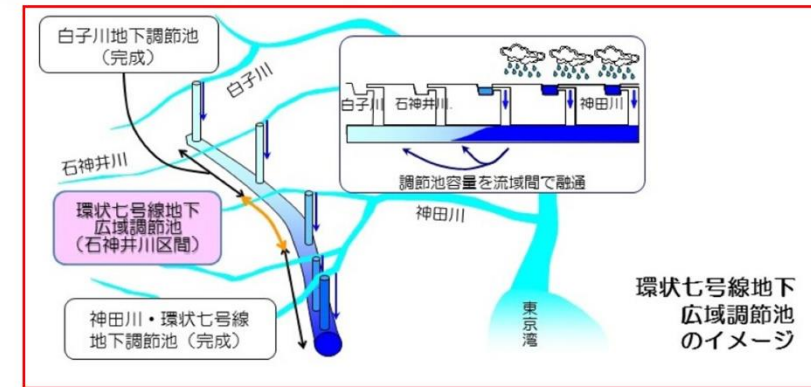


図4-6 環状七号線地下広域調節池のイメージ

2) 下高井戸調節池

神田川の方南橋から永福橋の区間については、神田川・環状七号線地下調節池の整備後に下流から河道拡幅を進めているが、完成までには長期間を要する。そこで、永福橋上流の公園用地に下高井戸調節池を設置し、下流の未整備区間の治水安全度を早期に向上させるとともに、上流の河道拡幅が完了している区間の河床掘削に着手する。



図4-7 下高井戸調節池イメージ

道拡幅が完了している区間の河床掘削に着手する。

3) 和田堀公園調節池

都立和田堀公園の整備に合わせ、善福寺川の済美橋上流に位置する二枚橋付近に和田堀公園調節池を整備する。調節池の整備にあたっては、必要な治水機能を確保するとともに、公園と調和した親水整備を行う。

4) 善福寺川上流調節池(仮称)

善福寺川の上流部において、原寺分橋から尾崎橋付近に善福寺川上流調節池(仮称)を整備する。善福寺川上流調節池(仮称)は、善福寺川の河道や環状八号線等の道路の地下にトンネル式の調節池を整備するものであり、原寺分橋から尾崎橋付近に3箇所の取水施設を整備し、善福寺川上流部の治水安全度の向上を図るものである。

5) 西落合調節池

妙正寺川下流部において、早期に河道改修が困難な区間の治水安全度向上のために、水車橋から下田橋にかけて妙正寺川調節池群を設置している。現在、妙正寺川第一調節池、妙正寺川第二調節池、上高田調節池、落合調節池の4つの調節池が設置されている。

妙正寺川調節池群の計画の内、未施工である西落合調節池を四村橋下流にある新宿区立西落合公園内に設置する。

西落合調節池については、上部を公園として整備し、多目的利用を図る。



図4-6 妙正寺川調節池群位置図

3) 善福寺川上流地下調節池

善福寺川上流地下調節池は、善福寺川の河道や環状八号線等の道路の地下にトンネル式の調節池を整備するものであり、原寺分橋からせきれい橋付近に3箇所の取水施設を整備し、善福寺川上流部の治水安全度の向上を図るものである。



図4-8 善福寺川上流地下調節池位置図

4) 西落合調節池

妙正寺川下流部において、早期に河道改修が困難な区間の治水安全度向上のために、水車橋から下田橋にかけて妙正寺川調節池群を設置している。現在、妙正寺川第一調節池、妙正寺川第二調節池、上高田調節池、落合調節池の4つの調節池が設置されている。

妙正寺川調節池群の計画の内、未施工である西落合調節池を四村橋下流にある新宿区立西落合公園内に設置する。

西落合調節池については、上部を公園として整備し、多目的利用を図る。



図4-9 妙正寺川調節池群位置図

③ 地下河川の整備

令和5年12月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」において、新たな調節池等の整備手法として、地下トンネル式調節池を活用した地下河川などの流下施設の整備を示している。この考え方を踏まえ、環状七号線地下広域調節池等を連結し、東京湾までつなげる地下河川の事業化に向けた取組を推進している。

図4-10に示す環状七号線地下河川（仮称）は、環状七号線などの地下空間を活用した総延長約30kmの地下トンネルであり、石神井川流域、神田川流域、目黒川流域等の洪水を取水し、東京湾へ放流する。この施設は貯留機能の確保に加え、満水になった後においても洪水を取水し続けることが可能となり、CCI/20規模の降雨に対応するとともに、線状降水帯のような数時間降り続く豪雨にも高い効果を発揮する。なお、完成後は一級河川指定を行う予定である。

表4-2 神田川流域の地下河川計画

名称	カット量
環状七号線地下河川（仮称）	神田川 69 m ³ /s 善福寺川 90 m ³ /s 妙正寺川 51 m ³ /s

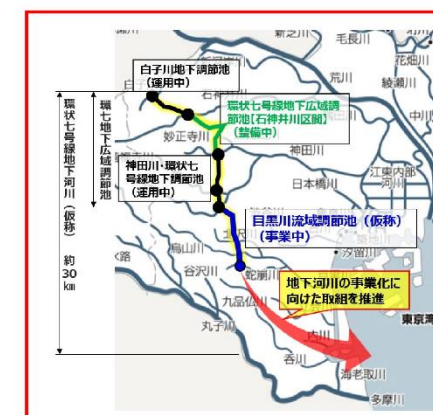


図4-10 環状七号線地下河川（仮称）全体図

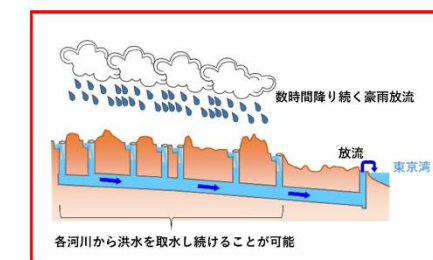


図4-11 地下河川の効果イメージ図

③ 防潮堤の整備

高潮の影響を受ける神田川（隅田川合流点から日本橋川分派点まで）、日本橋川、亀島川において、防潮堤の整備及び計画河床への掘削を行う。その際に、日本橋川については、江戸城外堀の石垣といった歴史・文化遺産と調和を図りながら、護岸や河川管理用通路の保全・整備に努めていく。

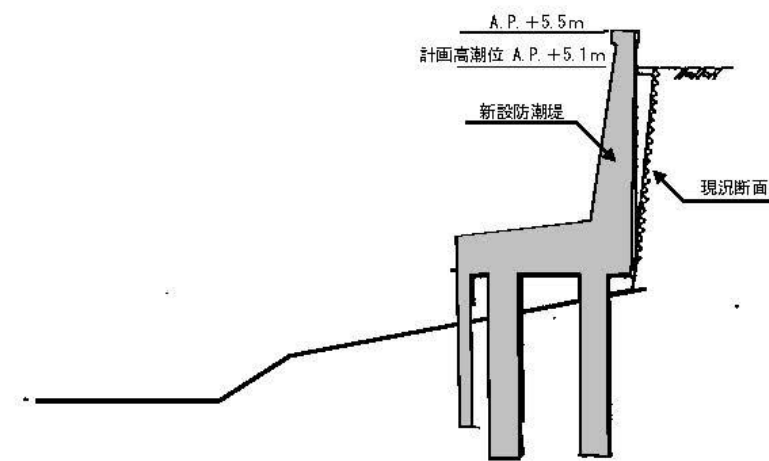


図4-7 防潮堤整備標準断面図（日本橋川）

④ 耐震・耐水対策

神田川・日本橋川・亀島川の高潮対策対象区間において、地盤改良や躯体補強等による堤防の耐震対策を実施する。

亀島川の日本橋水門・亀島川水門において、地盤改良や躯体補強等による耐震対策及び設備の高設置化や水密化による耐水対策を実施し、また、設備の長寿命化を図る。

④ 防潮堤等の整備

気候変動を踏まえた高潮対策対象区間である神田川（隅田川合流点から船河原橋下流まで）、日本橋川、亀島川において、防潮堤等の整備及び計画河床への掘削を行う。その際に、日本橋川については、江戸城外堀の石垣といった歴史・文化遺産を保全しつつ、それらとの調和を図りながら、防潮堤や河川管理用通路整備に努めていく。

令和7年3月に策定した「河川における高潮対策整備方針」に基づき、気候変動を考慮した伊勢湾台風級の高潮（A.P. +5.7m）に対応するため、将来的に防潮堤の嵩上げや水門整備を行うこととしている。しかしながら、神田川、日本橋川及び亀島川で伊勢湾台風級の高潮（A.P. +5.1m）に対して整備が完了した防潮堤等や水門については、最新の知見や予測等に基づく気候変動の進行に対して、現在の施設にて当面は対応できる見込みであることから、本計画の対象期間内での対策は行わない。

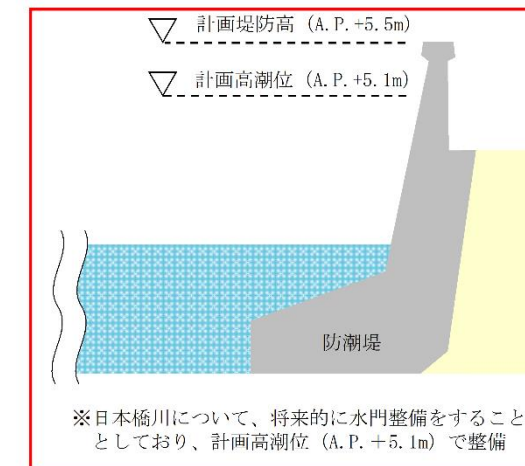


図4-12 防潮堤整備標準断面図（日本橋川）

⑤ 耐震・耐水対策

神田川、日本橋川及び亀島川の気候変動を踏まえた高潮対策対象区間の一部において、地盤改良や躯体補強等による防潮堤等の耐震対策を実施する。

亀島川の日本橋水門、亀島川水門において、躯体補強等による耐震対策及び設備の高設置化や水密化による耐水対策を実施するとともに、設備の長寿命化を図る。

(2) 河川環境の整備と保全に関する事項

① 管理用通路、護岸の緑化等

管理用通路や護岸等について、河川管理や治水安全性との整合を図りながら、動植物の生態系や景観に配慮して、可能な範囲で護岸の緑化を行う。その際には、整備形態について地元自治体や地域住民と意見交換を行い、地域の実情やニーズに配慮していく。



図4-8 護岸の緑化事例（神田川駒塚橋付近）

② 親水性を確保するための取り組み

1) 公園等のオープンスペースとの一体整備

神田川流域の各河川においては、多くの公園が川に接している。このことから、今後、護岸や調節池の整備にあわせて、可能な箇所において関係機関と連携して、こうした公園等のオープンスペースと一体的に地域住民の憩いの場として河川空間の親水化を図る。

2) 親水テラスの整備

亀島川においては、人々を川に引き寄せ、川への関心を高めるために、親水テラスの整備を行う。また、親水テラスの整備にあわせて、河川沿いのまちづくりと連携可能な場所にはオープンスペースを確保し、歩行動線となる親水拠点を整備する。

3) まちづくりとの連携

神田川の各河川は東京都景観計画において景観上重要な河川として「景観重要公共施設」に位置付けられている。また、神田川、日本橋川については、東京都景観計画に基づく「景観基本軸」に指定され、一定規模以上の開発行為等に対して届出制度による景観誘導が行われており、このような制度を活用し、親水性を確保するための方策を検討する。また、制度の対象外となる開発行為等に対しても、「神田川河畔まちづくりの考え方」（参考資料参照）を基本方針として可能な範囲で連携を図る。

特に、川沿いに管理用通路が設置されていない日本橋川と神田川下流部においては、まちづくりとの連携等により、川沿いのオープンスペースを確保して親水性の高い整備を目指していく。

(2) 河川環境の整備と保全に関する事項

① 管理用通路、護岸の緑化等

管理用通路や護岸等について、河川管理や治水安全性との整合を図りながら、動植物の生態系や景観に配慮して、可能な範囲で緑化や修景を行う。その際には、整備形態について地元自治体や地域住民と意見交換を行い、地域の実情やニーズに配慮していく。



写真4-1 護岸の緑化事例（神田川駒塚橋付近）

② 親水性を確保するための取組

1) 公園等のオープンスペースとの一体整備

神田川流域の各河川においては、多くの公園が川に接している。このことから、今後、護岸や調節池の整備にあわせて、可能な箇所において関係機関と連携して、こうした公園等のオープンスペースと一体的に地域住民の憩いの場として河川空間の親水化を図る。



写真4-2 親水整備の事例（善福寺川済美橋付近）

2) 親水テラスの整備

亀島川においては、人々を川に引き寄せ、川への関心を高めるために、親水テラスの整備を行う。また、親水テラスの整備にあわせて、河川沿いのまちづくりと連携可能な場所にはオープンスペースを確保し、歩行動線となる親水拠点を整備する。

3) まちづくりとの連携

神田川の各河川は東京都景観計画において景観上重要な河川として「景観重要公共施設」に位置付けられている。また、神田川、日本橋川については、東京都景観計画に基づく「景観基本軸」に指定され、一定規模以上の開発行為等に対して届出制度による景観誘導が行われており、このような制度を活用し、親水性を確保するための方策を検討する。また、制度の対象外となる開発行為等に対しても、「神田川河畔まちづくりの考え方」（参考資料参照）を基本方針として可能な範囲で連携を図る。

特に、川沿いに管理用通路が設置されていない日本橋川と神田川下流部においては、まちづくりとの連携等により、川沿いのオープンスペース整備と合わせて管理用通路やそれに準じた機能を有する通路を確保するなど、親水性の高い歩行者空間の創出に合わせて、災害復旧等に資する機能の向上を目指していく。

4) 水辺のにぎわい創出に向けた取り組み

水辺空間における多彩なにぎわい・魅力を創出するためには、にぎわい創出の基軸となる隅田川を「川の軸」、周辺エリアの支川を「水辺回廊」と位置付け、隅田川から周辺エリアへ水辺のにぎわいを拡大していくことが望まれる。

このため、神田川、日本橋川等については地域の取組や民間活力等を積極的に導入する制度の活用を促進することで、水辺の活用への誘導を図り、人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間の創出を目指す。

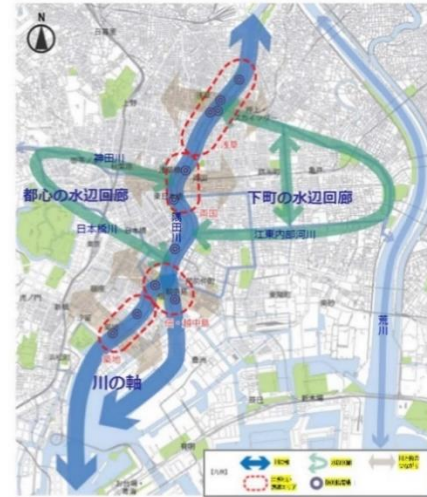


図4-9 新たな水辺空間の整備

出典：「隅田川等における新たな水辺整備のあり方」（平成26年2月）、新たな水辺整備のあり方検討会

親水性を確保するための取り組みの観点から、特に拠点として整備することが望まれる箇所を図4-10に示す。また、図4-10に示した以外の箇所についても、今後計画される事業で河川環境に配慮した整備が可能なものについては連携を図っていく。なお、整備箇所や整備形態については、沿川自治体等の関連する計画と整合を図り、住民、企業や関係機関の協力を得ながら、親水施設の整備を検討する。また、日本橋川の日本橋地区の整備については、今後のまちづくりや首都高速道路地下化の論議を踏まえ検討していく。



図4-10 拠点整備候補箇所位置図

4) 水辺のにぎわい創出に向けた取組

隅田川等における水辺のゆとりと潤いを活かした水辺空間を創出するため、隅田川の水辺空間全体を“地域をつなげる川の軸”として考え、水辺回廊である周辺エリアの支川等を含めて、行政・民間・地域等が連携した水辺を基軸としたネットワークの構築に向けた取組を推進する。

このため、都心の水辺回廊である神田川、日本橋川、亀島川については、多様な主体による活動を促すための情報発信の強化等により、水辺のゆとり・潤い・にぎわいをつなぎ、水辺の魅力を広げていくことを目指す。

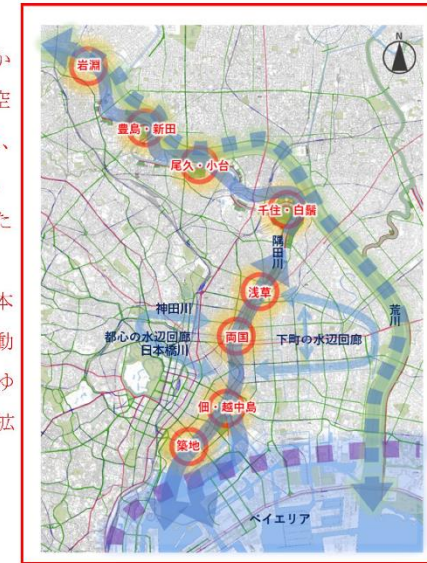


図4-13 新たな水辺空間の整備

出典：「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」（令和5年6月）の資料に一部追記

親水性を確保するための取組の観点から、特に拠点として整備することが望まれる箇所を図4-14に示す。また、図4-14に示した以外の箇所についても、今後計画される事業で河川環境に配慮した整備が可能なものについては連携を図っていく。なお、整備箇所や整備形態については、沿川自治体等の関連する計画と整合を図り、住民、企業や関係機関の協力を得ながら、親水施設の整備を検討する。



図4-14 拠点整備候補箇所位置図

（検討事例）

・ 大手町地区

大手町地区は江戸時代より行政・文化の中心地として発展してきたが、近年では建物の老朽化が進み、グローバル化、高度情報化への対応の遅れが懸念されている。現在、大手町合同庁舎跡地を中心とした日本橋川右岸沿いの40haにおいて国際ビジネス拠点の再生に向けた「大手町連鎖型都市再生プロジェクト」が進行している。このプロジェクトでは、日本橋川沿いの歩行者専用道路の整備などオープンスペースの確保が実施・計画されている。こうした取組を踏まえ、関係機関と連携し良好な河川空間の創出に向けた検討を進めていく。



図4-11 大手町地区位置図

・ 日本橋地区

日本橋地区では、首都高日本橋区間地下化事業とともに、「日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン（中央区）」も踏まえ、日本橋川沿いにおいて複数の市街地再開発事業（5地区）が進んでいる。市街地再開発事業では、川沿いに店舗、オープンスペースや水辺のプロムナードを設ける等、歩行者が水辺を楽しめる空間づくりが計画されている。こうした取組を踏まえ、関係機関と連携し、良好な河川空間の創出に向けた検討を進めていく。

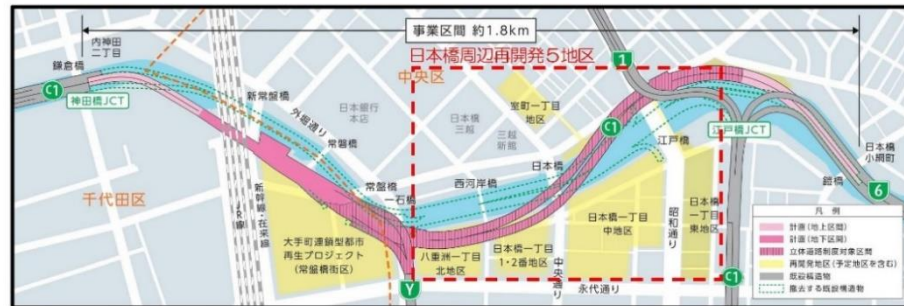


図4-12 首都高日本橋区間地下化事業及び日本橋周辺の市街地再開発事業位置図
出典：首都高速道路日本橋区間地下化事業パンフレット(令和4年3月首都高速道路株式会社)に加筆

（検討事例）

・ 日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた取組

日本橋川周辺では、図4-16に示す首都高日本橋区間の地下化や民間による大規模開発などまちづくりの動きが活発化しており、この機会をとらえて高質な水辺環境を創出していくことが重要である。

そこで、東京都は、日本橋川周辺の特性を活かした水辺空間の賑わいや水辺景観の向上、水質改善に関する検討を行うため、日本橋川周辺の賑わい創出に向けた検討会を設置し、令和7年7月には「日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針（取組方針 Ver.1）」を策定した。

この方針において、首都高地下化事業が完了する2040年代の将来像の実現に向け、官民様々な関係者が連携し、河川の更なる水質改善と川を中心としたにぎわいの創出に向けた取組が示されている。

【取組事例】

- ▶ 様々な対策により水質を改善
- ▶ 周辺の景観と調和を図った護岸の修景
- ▶ 親水空間の整備（親水護岸など）

こうした取組を踏まえ、河川管理や治水安全性との整合を図りながら、官民様々な関係者と連携し、良好な河川空間の創出に向けた検討を進めていく。

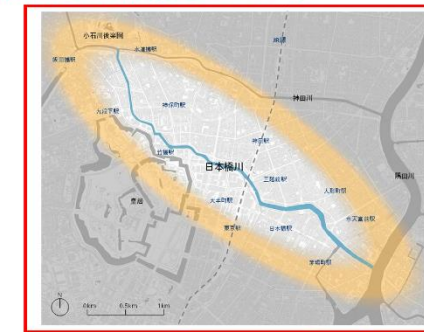


図4-15 日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針の対象範囲
出典：日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針（取組方針 Ver.1）(令和7年7月)



図4-16 首都高日本橋区間地下化事業及び日本橋周辺の市街地再開発事業位置図
出典：首都高速道路日本橋区間地下化事業パンフレット(令和7年4月首都高速道路株式会社)

第2節 河川維持の目的、種類及び施工の場所

河川の維持のうち、洪水、津波、高潮等による災害の防止又は軽減にあたっては、洪水等に関連する情報を的確に収集するほか、河道、護岸、堤防、調節池及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行う。また、災害に対して迅速かつ的確に対処する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の保全にあたっては、現況の流水機能や河川の秩序ある利用形態を維持するとともに、地域特性に応じて親水機能や生態系保持機能の維持、保全に努める。

なお、神田川流域の区部においては、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、地元区と適切な役割分担をし、河川の維持修繕及び維持管理等を行っていく。

（洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項）

- (1) 河道、護岸、調節池等の河川管理施設について、洪水、津波、高潮等に対する所要の機能が発揮されるよう、巡視、点検等により状況を把握するとともに、補修、更新等の必要な対策を行う。

表4-2 洪水等による災害の防止又は軽減に係わる主な河川管理施設

主な河川管理施設	河川名（施設名）
護岸、堤防、管理用通路等	計画対象河川のうち、当該河川管理施設の設置区間
分水路	高田馬場分水路、江戸川橋分水路、水道橋分水路、お茶の水分水路
調節池	神田川・環状七号線地下調節池、鶯宮調節池、妙正寺川第一調節池、妙正寺川第二調節池、上高田調節池、落合調節池、北江古田調節池、和田堀第二調節池、和田堀第三調節池、和田堀第六調節池、善福寺川調節池
水門	日本橋水門、亀島川水門

- (2) 洪水発生等により河道内に堆積した土砂について、環境上の影響にも配慮して適正に掘削、浚渫を行う。
- (3) 河川敷内の草木については、河道を保全し、流下阻害を防ぐため適正に管理する。また、除草の時期や方法については、生態系にも配慮して決定する。

さらに、河川管理者・地域住民等の役割分担を明確にしつつ、地域住民と協働して河川を維持管理していくことを検討していく。

第2節 河川維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持のうち、洪水、津波、高潮等による災害の防止又は軽減に**当たっては**、洪水等に関連する情報を的確に収集するほか、河道、護岸、堤防、調節池及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行う。また、災害に対して迅速かつ的確に対処する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の保全に**当たっては**、現況の流水機能や河川の秩序ある利用形態を維持するとともに、地域特性に応じて親水機能や生態系保持機能の維持、保全に努める。

なお、神田川流域の区部においては、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、地元区と適切な役割分担をし、河川の維持修繕及び維持管理等を行っていく。

（洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項）

- (1) 河道、護岸、調節池等の河川管理施設について、洪水、津波、高潮等に対する所要の機能が発揮されるよう、巡視、点検等により状況を把握するとともに、補修、更新等の必要な対策を行う。

表4-3 洪水等による災害の防止又は軽減に係わる主な河川管理施設

主な河川管理施設	河川名（施設名）
護岸、堤防、管理用通路等	計画対象河川のうち、当該河川管理施設の設置区間
分水路	高田馬場分水路、江戸川橋分水路、水道橋分水路、お茶の水分水路
調節池	神田川・環状七号線地下調節池、鶯宮調節池、妙正寺川第一調節池、妙正寺川第二調節池、上高田調節池、落合調節池、北江古田調節池、和田堀第二調節池、和田堀第六調節池、善福寺川調節池、 和田堀公園調節池
水門	日本橋水門、亀島川水門

- (2) 洪水発生等により河道内に堆積した土砂について、環境上の影響にも配慮して適正に掘削、浚渫を行う。
- (3) 河川敷内の草木については、河道を保全し、流下阻害を防ぐため適正に管理する。また、除草の時期や方法については、生態系にも配慮して決定する。

さらに、河川管理者・地域住民等の役割分担を明確にしつつ、地域住民と協働して河川を維持管理していくことを検討していく。

- (4) 洪水、津波、高潮等の際に的確な水防、警戒避難及び復旧に資するため、水防災総合情報システムや各観測施設により、気象情報、雨量、水位、画像等のリアルタイム情報を収集する。
- (5) 水防上注意を要する箇所を定め、水防管理者に周知するとともに、水防訓練を実施するなど、水防管理者との連携による洪水対策を行う。
- (6) 洪水・地震等の発生により護岸等の河川管理施設が被災した場合には、迅速かつ的確に復旧対策を行う。

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項)

- (1) 河川の適正な利用については、河川パトロール等を実施するとともに、関係機関との協力及び連携を強化し、水利用の適正化を図る。とくに河川への外来種の無秩序な放流など、生態系のバランスを急激に変化させるような行為など、河川及び周辺の動植物の生態環境を損ねるような利用については、関係機関と協力して防止に努めていく。
- (2) 流水の正常な機能の維持については、河川への湧水等の保全や、地下鉄などの地下構造物内に止水を施しても漏出する地下水を河川へ導入するなど平常時の流量の確保に努めていく。
- (3) 良好な河川環境の維持管理を図るために、地域住民、NPOなどと連携した植栽管理や河川清掃などを実施するほか、関係機関や市民が実施する調査などにより、動植物などのモニタリング調査を実施し、その結果を施策に反映させる。
- (4) 水質については、現状で目標の「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」のC類型を満たしている。今後は、地域及び関係機関と協力連携を図ることで、合流式下水道の改善、生活排水、ごみ問題、外濠や各河川の浄化対策等を推進し、水質の維持・向上に努めていく。
- (5) 親水施設等の河川管理施設について、その機能が確保されるよう、関係機関、市民団体と連携し、適正に維持管理を行う。
- (6) 秩序ある水面利用に支障となる放置船舶について、関係機関等と連携して適正化を図る。
- (7) 水辺の魅力向上については、平成18年に「東京の水辺空間の魅力向上に関する全体構想」が策定されている。この構想の中で示されている防災船着場の利用促進等の施策について、関係自治体と連携して検討を進める。
- (8) 洪水の流下、水質維持・向上及び河川の舟運機能を維持するため、浚渫を実施する。

- (4) 洪水、津波、高潮等の際に的確な水防、警戒避難及び復旧に資するため、水防災総合情報システムや各観測施設により、気象情報、雨量、水位、画像等のリアルタイム情報を収集する。
- (5) 水防上注意を要する箇所を定め、水防管理者に周知するとともに、水防訓練を実施するなど、水防管理者との連携による洪水対策を行う。
- (6) 洪水、地震等の発生により護岸等の河川管理施設が被災した場合には、迅速かつ的確に復旧対策を行う。
- (7) 川沿いに管理用通路が設置されていない区間においては、まちづくりとの連携等により、川沿いのオープンスペース整備と合わせて管理用通路やそれに準じた機能を有する通路を確保するなど、河川巡視や水防活動、災害復旧等に資する機能の向上を目指す。

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項)

- (1) 河川の適正な利用については、河川パトロール等を実施するとともに、関係機関との協力及び連携を強化し、水利用の適正化を図る。とくに河川への外来種の無秩序な放流など、生態系のバランスを急激に変化させるような行為など、河川及び周辺の動植物の生息・生育・繁殖環境を損ねるような利用については、関係機関と協力して防止に努めていく。
- (2) 流水の正常な機能の維持については、河川への湧水等の保全や、地下鉄などの地下構造物内に止水を施しても漏出する地下水を河川へ導入するなど平常時の流量の確保に努めていく。
- (3) 良好な河川環境の維持管理を図るために、地域住民、NPOなどと連携した植栽管理や河川清掃などを実施するほか、関係機関や市民が実施する調査などにより、動植物などのモニタリング調査を実施し、その結果を外来種対策などの施策に反映させる。
- (4) 水質については、現状で目標の「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」のC類型（神田川及び日本橋川）、B類型（妙正寺川）を概ね満たしている。今後は、地域及び関係機関と協力連携を図ることで、合流式下水道の改善、生活排水、ごみ問題、外濠や各河川の浄化対策等を推進し、水質の維持・向上に努めていく。
- (5) 親水施設等の河川管理施設について、その機能が確保されるよう、関係機関、市民団体と連携し、適正に維持管理を行う。
- (6) 秩序ある水面利用に支障となる放置船舶について、関係機関等と連携して適正化を図る。
- (7) 水辺の魅力向上については、平成18年に「東京の水辺空間の魅力向上に関する全体構想」が策定されている。この構想の中で示されている防災船着場の利用促進等の施策について、関係自治体と連携して検討を進める。
- (8) 洪水の流下、水質維持・向上及び河川の舟運機能を維持するため、浚渫を実施する。

第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

洪水による被害を最小限にとどめるために、想定し得る最大規模の降雨に対する浸水予想区域図（平成30年3月改定）及び水防法に基づく浸水想定区域図による情報提供や区市町村による洪水ハザードマップ等の作成支援を行う。さらに、神田川、善福寺川、妙正寺川では氾濫の危険性に関する情報としては氾濫危険情報の発表、インターネットや携帯電話による雨量、水位などの洪水情報の提供・充実、区市町村による警戒避難態勢の充実、防災教育など、流域自治体や関係機関と連携してソフト対策を推進する。



図5-1 神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月改定）

また、多様化する流域住民の高いニーズに応えるため、治水のみならず、河川に関する様々な情報についてインターネットや各種印刷物で提供したり、河川愛護月間の取り組みを推進するなどの広報活動により、河川の整備及び河川愛護に広く理解が得られるよう努める。

第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

（ソフト対策の推進）

(1) 洪水予報河川

洪水時の避難を迅速に行えるよう、洪水予報河川である神田川、妙正寺川及び善福寺川では氾濫の危険性に関する情報として、氾濫危険情報等を発表している。また河川映像の公開を平成27年6月から開始し、避難判断の情報提供を一層強化している。令和3年6月からは、YouTubeを活用した河川監視カメラの動画配信を行っている。そのほか、インターネットやスマートフォンによる雨量・水位などの水防に関する情報の提供・充実、区による警戒避難体制の充実、防災教育など、流域自治体や関係機関と連携し一層のソフト対策を推進する。

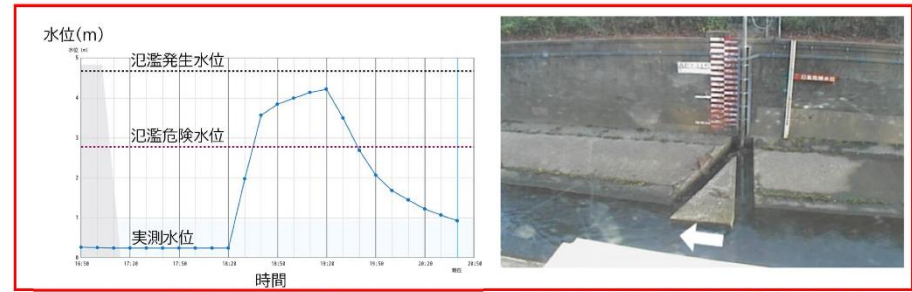


図5-1 水位情報

図5-2 河川映像の公開（和田見橋）

(2) 浸水予想区域図及び洪水浸水想定区域図

東京都では、ソフト対策として想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合における避難体制等の充実・強化を図るため、「浸水予想区域図（平成30年3月）」及び水防法に基づく「洪水浸水想定区域図（令和6年2月）」を公表している。これらを活用し、流域自治体では避難所等の情報を含め「洪水ハザードマップ」を作成し、住民へ提供している。

また、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を示した「高潮浸水想定区域図（令和6年12月）」を作成・公表している。

これらの取組とともに、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を作成・公表していく。

上記に加え、多様化する流域住民等の要望に応えるため、河川に関する様々な情報について、インターネットや各種印刷物での提供や、河川愛護月間の取組、施設見学等の広報活動により、河川の整備及び河川愛護に広く理解が得られるよう努める。

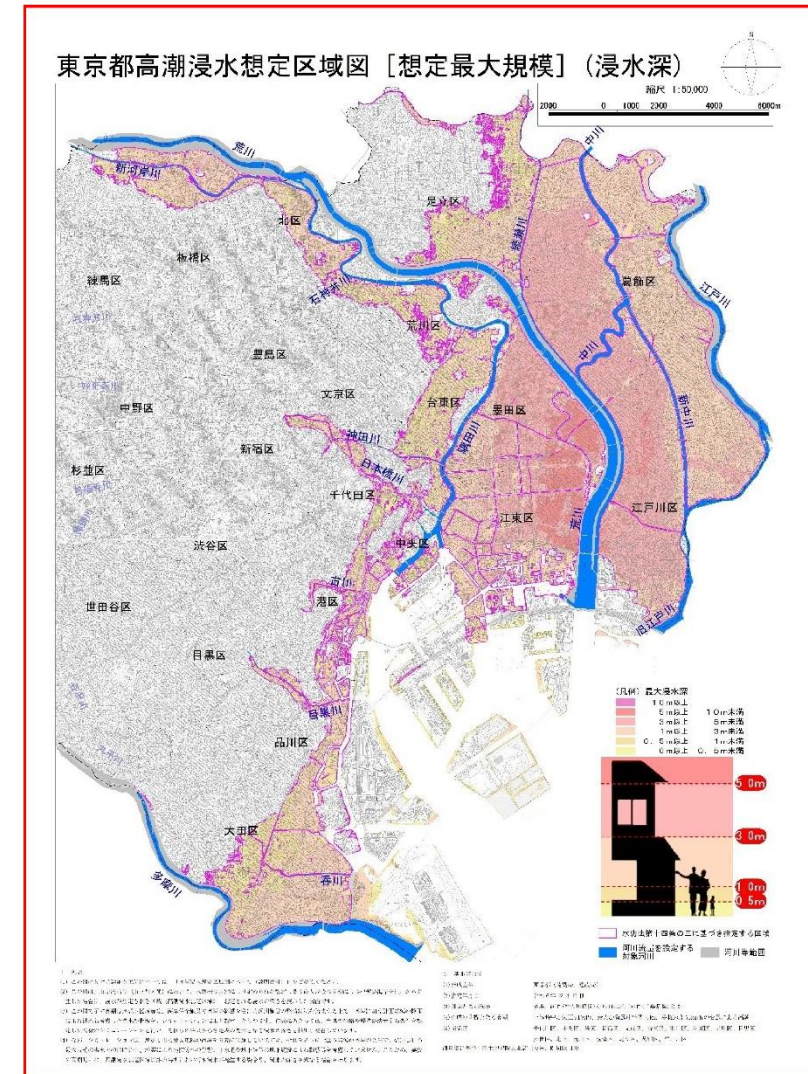


図5-5 高潮浸水想定区域図（令和6年12月）

第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

（情報、意見の交換）

神田川上流懇談会、日本橋川・亀島川流域連絡会等の場を活用して、河川の整備、維持管理について地元自治体や地域住民との情報や意見の交換を行い、河川管理上支障ない範囲で地域の意向反映に努めるとともに、河川に対する住民と行政との共通認識を醸成し、良好なパートナーシップの形成に努める。



図5-2 神田川上流懇談会 開催状況

（河川愛護活動）

河川清掃など日常的な管理については、関係機関と連携して、意欲的に活動する市民団体等を支援するなど住民参加を推進していく。また、河川の美化活動などに取り組んでいる団体に対して協力、支援を行うとともに、河川に関わるイベントなどを通じて、流域住民の河川愛護、美化に対する意識を高めていく。

（総合的な学習）

身近な自然体験の場である河川を環境学習に活用するため、地域や関係機関による活動を支援する。

（広域防災機能）

災害時に消火用水等として河川水を活用できるよう、関係機関と連携し、神田川・環状七号線地下調節池に河川水を貯留するなど、地域の防災機能の強化を支援する。

（水質事故への対応）

水質事故について、流域自治体や関係機関と連携して被害の拡大防止、円滑な原状回復に対応する。

第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

（情報、意見の交換）

神田川上流懇談会、日本橋川・亀島川流域連絡会等の場を活用して、河川の整備、維持管理について地元自治体や地域住民との情報や意見の交換を行い、河川管理上支障ない範囲で地域の意向反映に努めるとともに、河川に対する住民と行政との共通認識を醸成し、良好なパートナーシップの形成に努める。



写真5-1 神田川上流懇談会 開催状況

（河川愛護活動）

河川清掃など日常的な管理については、関係機関と連携して、意欲的に活動する市民団体等を支援するなど住民参加を推進していく。また、河川の美化活動などに取り組んでいる団体に対して協力、支援を行うとともに、河川に関わるイベントなどを通じて、流域住民の河川愛護、美化に対する意識を高めていく。

（総合的な学習）

身近な自然体験の場である河川を環境学習に活用するため、地域や関係機関による活動を支援する。

（広域防災機能）

災害時に消火用水等として河川水を活用できるよう、関係機関と連携し、神田川・環状七号線地下調節池に河川水を貯留するなど、地域の防災機能の強化を支援する。

（水質事故への対応）

水質事故について、流域自治体や関係機関と連携して被害の拡大防止、円滑な原状回復に対応する。

（調節池の流域間相互融通）

神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池をトンネルで連結してできる環状七号線地下広域調節池は、神田川、石神井川、白子川の3流域における洪水調節機能の相互融通を可能とし、近年増加している局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮していく。

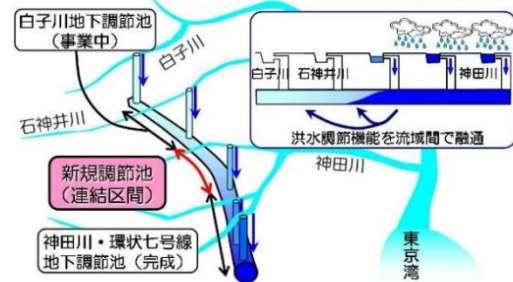


図5-3 広域調節池のイメージ

（下水道との連携）

都内では、雨水の大半は下水道を通じて河川に放流されており、降雨時に限定すれば、河川と下水道は一体的な治水施設として機能している。浸水被害には、下水道などからの内水氾濫による被害が多く含まれており、流域の水害に対する安全を確保するためには、河川と下水道が連携した取組を行っていくことが重要である。

このため、河川の整備状況を踏まえ、下水道から河川への放流量の段階的増量を推進していく。また、内水氾濫は下水道の流下能力不足だけでなく、河川水位の上昇により下水道から河川への排水が困難になることによって引き起こされることもある。このような地域においては、局地的集中豪雨などによる内水被害を軽減するため、河川と下水道が連携した取組が必要である。

このため、調節池と一部の下水道管の直接接続、調節池と雨水貯留管の連結による相互融通など、下水道とより一層連携した取組を実施していく。

連携策の実施に当たっては、施設の運用や維持管理の方法などについても検討を行う。

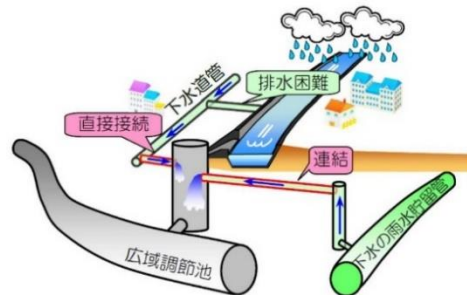


図5-4 河川と下水道との連携方策のイメージ

（複数調節池の連結によるネットワーク化）

地下トンネルで複数の調節池を広域的にネットワーク化することで、必要な調節池容量の確保に加え、調節池容量の相互融通により、局地的豪雨にも高い効果を発揮させていく。

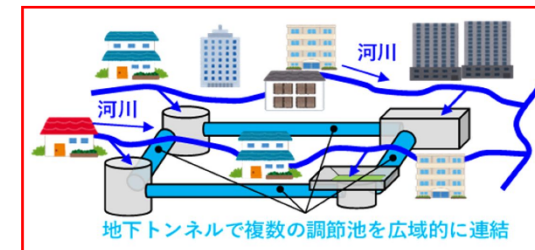


図5-6 複数調節池の連結によるネットワーク化イメージ

（下水道との連携）

都内では、雨水の大半は下水道を通じて河川に放流されており、降雨時に限定すれば、河川と下水道は一体的な治水施設として機能している。浸水被害には、下水道などからの内水氾濫による被害が多く含まれており、流域の水害に対する安全を確保するためには、河川と下水道が連携した取組を行っていくことが重要である。

このため、河川の整備状況を踏まえ、下水道から河川への放流量の段階的増量を推進していく。また、内水氾濫は下水道の流下能力不足だけでなく、河川水位の上昇により下水道から河川への排水が困難になることによって引き起こされることもある。このような地域においては、局地的集中豪雨などによる内水被害を軽減するため、河川と下水道が連携した取組が必要である。

このため、調節池と一部の下水道管の直接接続、調節池と雨水貯留管の連結による相互融通など、下水道とより一層連携した取組を実施していく。

連携策の実施に当たっては、施設の運用や維持管理の方法などについても検討を行う。

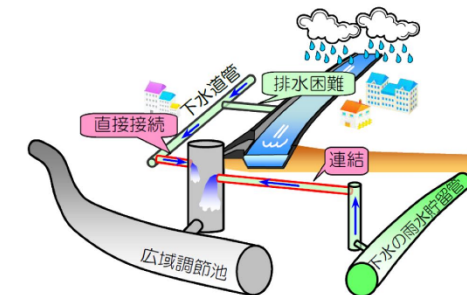


図5-7 河川と下水道との連携方策のイメージ

第6章 総合的な治水対策の取り組み

都内区市町村と連携して「東京都総合治水対策協議会」を設置し、公共施設や一般家庭などにおける雨水貯留・浸透施設の設置を推進するとともに、住民の関心を高め協力を得るために、施設見学会などPR活動を実施している。また、東京都では「東京都豪雨対策基本方針」を策定（平成19年8月策定、平成26年6月改定）し、河川整備、下水道整備、流域対策、家づくり・まちづくり対策などを推進している。この方針において、神田川流域は対策強化流域に選定されており、豪雨対策を強化することとしている。地域の特性に合わせた豪雨対策の具体的な内容を定めた「神田川流域豪雨対策計画（改定）（平成30年3月策定）」に基づき、引き続き公共施設や一般家庭などにおいて、各自自治体や流域住民の協力のもとに貯留・浸透施設の設置を進め、洪水対策や地下水涵養を図っていく。

第6章 総合的な治水対策の取組

河川施設整備（ハード対策）は水害対策としての高い効果を発揮する一方で、完成には長い期間が必要である。そのような中、いつ起こるか分からない水害や、計画規模を上回るような洪水や高潮による水害に備えるためにも、これまで整備してきた河川施設のハード対策の効果に加え、様々な取組による「氾濫をできるだけ防ぐ・減らす」「被害対象を減らす」「氾濫による影響を減らす」といった「減災」の観点は不可欠である。そのため、都民の防災意識向上のための自助・共助を促進する取組や、整備された河川施設が適切に水害を防止・抑止するようハード対策の効果を最大限高める取組が重要である。

東京都では、都内区市町村と連携して「東京都総合治水対策協議会」を設置し、公共施設や一般家庭などにおける雨水貯留・浸透施設の設置を推進している。また、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定（平成19年8月策定、平成26年6月改定、令和5年12月改定）し、河川における洪水対策、下水道による浸水対策、雨水貯留・浸透施設等の流域対策などを組み合わせて、気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応していくこととしている。この方針において、神田川流域は対策強化流域^{※1}に選定されており、豪雨対策の更なる推進に向け、『流域治水^{※2}』の考え方も踏まえ、ハード対策とソフト対策が連携した減災対策を進めていく。

- ※1 気候変動による水害リスクの増加を踏まえた取組を重点的に強化する流域
- ※2 近年の激甚化・頻発化する水災害の被害や今後の気候変動の影響を踏まえて、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害の軽減を図る治水対策



図6-1 豪雨対策の基本的な施策

図6-2 流域治水の考え方を踏まえた減災対策

出典：東京都豪雨対策基本方針（令和5（2023）年12月）

参考資料

神田川河畔まちづくりの考え方

平成22年11月

東京都

変更なし

1. 目的

神田川については、河畔のまちづくりとの連携や誘導により、川沿いの歩行者空間の確保、親水拠点の整備や緑の保全・回復を進めるなど、川と地域の人々との係わりをより深く豊かにする、地域に活かした川づくりを進めるべきである。そこで、神田川河畔のまちづくりについて、あるべき姿を提示し、取り組みの方向性を具現化するために配慮すべき事項を示したものである。

2. 適用範囲

神田川流域の神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川、日本橋川、亀島川の沿川を適用範囲とし、地域特性を活かした河畔まちづくりを目指すため、神田川流域を図1の8つのブロックに区分して、それぞれの考え方を示す。



図1 神田川流域ブロック分け

3. 対象行為

建築物の新築・改築、工作物の新設・改築、開発行為等良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為を対象行為とする。

4. 本資料の取扱い

本資料に記載している内容については、国等関係機関、沿川自治体、住民、企業等の協力を得ながら具現化に努める。

5. ブロック別の考え方

(1) 神田川下流ブロック

1)現状

神田川流域の中で最も賑わい、文化性、歴史性が高い首都東京の顔となるブロックである。ブロック内には、日本橋等川と係わりが深い歴史的資源が多く存在する。沿川の利用形態は、オフィスビル、商業施設が大部分であり、人々が働き、ショッピングや食事に訪れる人も多く、また、

変更なし

国内外から観光客が訪れる。

このブロックでは、川沿いの歩行者空間が確保されておらず、川に背を向けた建物が集中している。また、日本橋川及び神田川小石川橋から白鳥橋間では、上空を高速道路が走り、閉塞感を与えている。

2)あるべき姿

～ 賑わいある水辺 ～

- ・ 業務施設が集中する市街地にある貴重な自然空間で、働く人が安らぎ、うるおいを感じられる水辺
- ・ 川と川沿いの建物が調和した街並みを形成し、魅力ある水辺空間を創出することで、地域の活性化に資する水辺
- ・ 賑わいのある街並みや江戸城の石垣、日本橋や常盤橋等の歴史的資源に触れ、働く人や訪れる人が現代の東京の活気や江戸の歴史を感じることができる水辺

3)取り組みの方向性

○歩行者空間の確保

神田川を眺望し、川の趣を感じる場所を確保するとともに、川側にも顔を向けた建物等の配置を促すため、川沿いの歩行者空間の確保を目指す。

○舟運の復活

江戸時代から神田川では舟運が盛んであったことをPRし、観光資源とするため、舟運を復活させた川を目指す。

○沿川緑化・護岸緑化

河川空間にうるおいと安らぎを提供するため、沿川緑化や護岸緑化を積極的に推進する。

○高速道路の移設

都市における川の存在感を高め、人々が川に親しめるように、将来的には高速道路の移設が望まれており、周辺のまちづくりと一体となった高速道路のあり方について国等関係機関や地元の方々と検討を進める。

○沿川の街並み誘導

沿川建物の高さや配置、形状について統一感をとるなど配慮することにより、河川景観に対する圧迫感軽減やより魅力ある河川景観の形成を目指す。

(整備イメージ図)

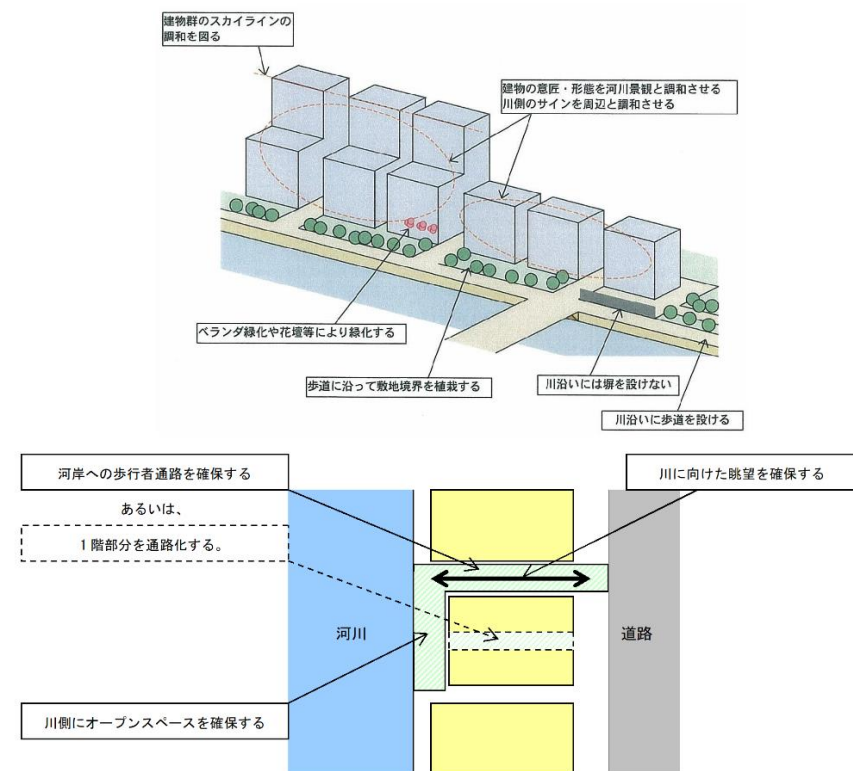


変更なし

4) 配慮事項

- 川沿いに歩行者空間として、オープンスペースを確保する。
- 川にも建築物の顔を向けた配置を促す。
- 河岸への歩行者通路を確保する。（川に向けた眺望を確保する。）
- 川側の敷地境界に塀を設けない。
- 川側のサイン（広告、看板、案内板等）は周辺と調和した魅力あるデザインにする。
- 建物群のスカイラインの調和を図る。
- 建物の意匠・形態を河川景観と調和させる。
- 歩道に沿って敷地境界に植栽する。
- ベランダ緑化や花壇等により緑化を促進する。

（参考模式図）



(2) 神田川中下流ブロック

1) 現状

沿川に江戸川公園や新江戸川公園等、緑の多い公園等が存在する。また、桜並木が連続し、都市の中にあつて貴重な緑の空間を提供しているブロックである。古くから花見の名所であり、地域の人々だけではなく、花見客も多く川を訪れる。

変更なし

2) あるべき姿

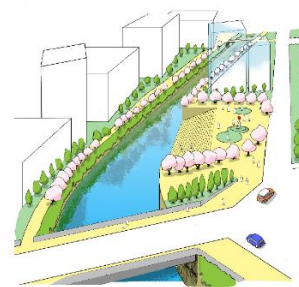
～ 桜が彩る溪谷 ～

- ・ 古くからの名所の桜並木、緑の壁面のある溪谷を地域の人々や来訪者が散策し、花と緑と水辺を楽しめる溪谷
- ・ 周辺の文化施設と沿川の公園を結ぶ、地域の人々や来訪者が行き交う、安らげる溪谷

3) 取り組みの方向性

- 沿川緑化
沿川の緑の資源である桜並木を保全し、桜が彩る水辺を目指す。
- 護岸緑化
つる性植物等で護岸を緑化し、緑豊かな川を目指す。
- 緑のネットワークの形成
桜並木と周辺の大学等の文化施設とを結びつける、歩行者空間のネットワーク化を目指す。
- 沿川の街並み誘導
沿川の家屋を対象にベランダ緑化や花壇等による緑化を進め、うるおいと安らぎのある水辺づくりを目指す。

(整備イメージ図)



4) 配慮事項

- 川側のサイン（広告、看板、案内板等）は周辺と調和した魅力あるデザインにする。
- 建物群のスカイラインの調和を図る。
- 建物の意匠・形態を河川景観と調和させる。
- 歩道に沿って敷地境界に植栽する。
- ベランダ緑化や花壇等により緑化を促進する。

(3) 神田川上中流ブロック

1) 現状

用途が混在する地域であり、沿川は多様な建築形態や用途により構成されているブロックである。沿川には高田馬場、東中野、中野新橋などの界限性の高い地域が多くある。一部、川沿いの歩行者空間が確保されていないところがある。

変更なし

2) あるべき姿

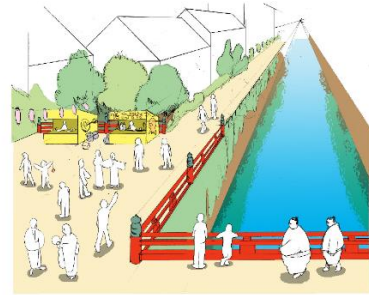
～ 活気あふれる身近な河畔 ～

- ・ 限界性の高い駅周辺で、魅力ある水辺空間を創出することで、地域の活性化に資する河畔
- ・ 桜並木や四季を感じる花木のあふれる遊歩道を地域の人々や来訪者が行き交い、憩う河畔

3) 取り組みの方向性

- 歩行者空間の確保
一部歩行者空間が確保されていないことから、連続した歩行者空間の確保を目指す。
- 沿川緑化
既存の桜並木を保全・延伸するとともに、四季の花木を用いるなど、四季を感じることで
できる歩行者空間づくりを目指す。
- 護岸緑化
護岸面をつる性植物等を植えることにより、緑豊かな水辺を目指す。
- 沿川の街並み誘導
沿川の建物に対し、建物の意匠・形状等、河川景観と調和する景観形成を図る。

(整備イメージ図)



4) 配慮事項

- 神田川淀橋から善福寺川合流点までは川沿いの歩行者空間が狭いため、可能な限り、川沿いにオープンスペースを確保する。
- 川側のサイン（広告、看板、案内板等）は周辺と調和した魅力あるデザインにする。
- 建物群のスカイラインの調和を図る。
- 建物の意匠・形態を河川景観と調和させる。
- 歩道に沿って敷地境界に植栽する。
- ベランダ緑化や花壇等により緑化を促進する。

(4) 神田川上流ブロック

1) 現状

沿川は低層戸建住宅の地域として良好な住環境となっており、川沿いの歩行者空間も確保されているブロックである。沿川の並木や住宅の庭木・生け垣、周辺のグラウンド等の緑が多く、川沿いを散策している人も多く見られる。

変更なし

2) あるべき姿

～ 豊かな心を育む緑の水辺 ～

- ・ 生物生息空間があり、地域の小中学生などが環境学習を行える水辺
- ・ 地域の子供たちが水遊びができる水辺
- ・ 自然豊かな川と、緑に彩られた川沿いの住宅が一体となった美しさを醸し出す水辺

3) 取り組みの方向性

- 大規模な親水空間
沿川に広がる神田川緑地、神田川第二緑地において、川と一体となった親水空間があり、地域の人々が水と緑の歩行空間を散策し、水辺におり、水遊びができる川を目指す。
- 沿川緑化
沿川の既存樹木に加え、新たな樹木を植えることにより、沿川住宅と一体となった緑豊かな川を目指す。
- 護岸緑化
つる性植物等で護岸を緑化し、緑豊かな川を目指す。
- 沿川の街並み誘導
沿川に位置するすべての家屋を対象として、境界部の緑化（生け垣）を促進するなど、沿川を統一した緑の街並みの形成を目指す。

（整備イメージ図）



4) 配慮事項

- 川側のサイン（広告、看板、案内板等）は周辺と調和した魅力あるデザインにする。
- 川に沿って敷地境界を植栽（生け垣）とする。
- ベランダ緑化や花壇等により緑化を促進する。

(5) 妙正寺川中流ブロック

1) 現状

低層戸建住宅に、由緒ある哲学堂公園等、緑豊かな公園が点在するブロックである。

2) あるべき姿

～ 緑豊かな公園を結ぶ水辺 ～

変更なし

- ・ 川沿いに点在している公園を結ぶ緑豊かな散策路を地域の人々や公園来訪者が行き交い、憩える水辺
- ・ 公園内に川と一体となった親水空間があり、人々と川との触れ合いを高めることができる水辺

3) 取り組みの方向性

○ 歩行者空間の確保

妙正寺川と江古田川においては、川沿いに点在している公園を結びつける歩行者空間を確保し、地域の人々が散策できる水辺を目指す。

○ 沿川緑化

沿川の既存樹木に加え、新たな樹木を植えることにより、沿川住宅の景観と一体となった緑豊かな河川空間の形成を目指す。

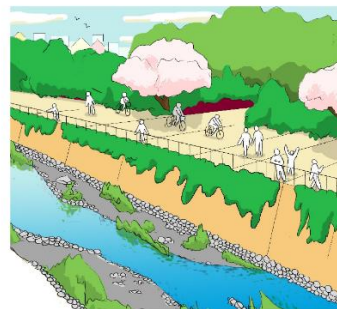
○ 護岸緑化

つる性植物等で護岸を緑化し、緑豊かな川を目指す。

○ 沿川の街並み誘導

沿川に位置するすべての家屋を対象として、境界部の緑化（生け垣）を促進するなど、沿川を統一した緑の街並みの形成を目指す。

（整備イメージ図）



4) 配慮事項

- 江古田川において、川沿いの歩行者空間として、オープンスペースを確保する。
- 川側のサイン（広告、看板、案内板等）は周辺と調和した魅力あるデザインにする。
- 川に沿って敷地境界を植栽（生け垣）とする。
- ベランダ緑化や花壇等により緑化を促進する。

(6) 妙正寺川上流ブロック

1) 現状

低層戸建住宅が連担し、地域住民が沿川の歩行者空間を日常的に利用しているブロックである。管理用通路が兼用道路となっている区間が多く、川沿いを安心して歩くことが難しい状況である。

変更なし

2) あるべき姿

～ 安全で快適な水辺 ～

- ・ 歩車共存のコミュニティ道路を、地域の人々が安全で快適に歩ける水辺
- ・ 自然豊かな川と庭等の緑多い川沿いの住宅地の景観が一体となった水辺

3) 取り組みの方向性

- 歩行者空間の確保
兼用道路を車の速度を抑えるコミュニティ道路とするなど、安全で快適な歩行者空間の確保を目指す。
- 沿川緑化
沿川の既存樹木に加え、新たな樹木を植えることにより、沿川住宅の景観と一体となった緑豊かな河川空間の形成を目指す。
- 護岸緑化
つる性植物等で護岸を緑化し、緑豊かな川を目指す。
- 沿川の街並み誘導
沿川に位置するすべての家屋を対象として、境界部の緑化（生け垣）を促進するなど、沿川を統一した緑の街並みの形成を目指す。

（整備イメージ図）



4) 配慮事項

- 川側のサイン（広告、看板、案内板等）は周辺と調和した魅力あるデザインにする。
- 川に沿って敷地境界を植栽（生け垣）とする。
- ベランダ緑化や花壇等により緑化を促進する。

(7) 善福寺川緑地・和田堀公園ブロック

1) 現状

両岸は大規模な公園であり、神田川流域の中で唯一の大規模緑地空間が存在するブロックである。川は公園内を貫く形状のため、閑静な環境を形成しており、都会の喧騒から離れることができ、多くの人が安らぎを求めて訪れる。

変更なし

2) あるべき姿

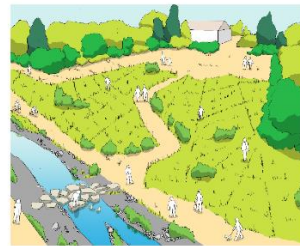
～ 風薫る水と緑の空間 ～

- ・ 川と公園が一体となった大規模な自然環境など、都市の中であって豊かな水と緑に包まれる空間
- ・ 川に降り、水に触れて遊べる水辺のある空間

3) 取り組みの方向性

- 川と公園が一体となった大規模な自然環境を創出・保全することで、多様な生物が生息・生育・繁殖できる空間や、来訪者が自然と接することができる場のある水辺を目指す。
- 水際に遊歩道があり、歩行者が水際を散策できる水辺を目指す。
- 多様な生物の生息・生育・繁殖環境の創出のため、低水路に水生植物等を植栽するなど、自然環境に配慮した河川整備を行う。
- 潤いと安らぎのある水辺環境の再生・創出を図ることを目的に策定された善福寺川「水鳥が棲む水辺」創出事業との連携を図る。

（整備イメージ図）



(8) 善福寺川上流ブロック

1) 現状

低層戸建住宅が濃密に集積しており、川に沿って宅地側に塀等が連続し、歩行者空間が狭いブロックである。

2) あるべき姿

～ 快適で存在感ある川の流れ ～

- ・ 住宅地が隣接する沿川で、地域の人々が川沿いを快適に歩くことができる川
- ・ 瀬・淵や段差など変化ある川の流れと豊かな自然がある、地域の人々が愛着を感じる川

3) 取り組みの方向性

- 歩行者空間の確保
沿川の建物等を川から離すことにより、快適な歩行者空間のある水辺づくりを目指す。
- 沿川緑化
沿川の既存樹木に加え、新たな樹木を植えることにより、沿川住宅の景観と一体となった緑豊かな河川空間の形成を目指す。

変更なし

- 護岸緑化
つる性植物等で護岸を緑化し、緑豊かな川を目指す。
- 沿川の街並み誘導
沿川に位置するすべての家屋を対象として、境界部の緑化（生け垣）を促進するなど、沿川を統一した緑の街並みの形成を目指す。
- 潤いと安らぎのある水辺環境の再生・創出を図ることを目的に策定された善福寺川「水鳥が棲む水辺」創出事業との連携を図る。

（整備イメージ図）



4) 配慮事項

- 川沿いの歩行者空間が狭いため、可能な限り、川沿いにオープンスペースを確保する。
- 川側のサイン（広告、看板、案内板等）は周辺と調和した魅力あるデザインにする。
- 川に沿って敷地境界を植栽（生け垣）とする。
- ベランダ緑化や花壇等により緑化を推進する。

変更なし